

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300408001	30年4月8日	30年4月24日	30年6月15日	司法試験法第4条の受験期間制限の撤廃について	法科大学院修了者の司法試験受験は、現在法科大学院卒業後5年以内に制限されている。しかしながら、国家資格試験に関し受験を制限することは、法科大学院修了者の職業選択の自由を奪うか、あるいは厳しい制限となる。当初の設計通り司法試験が法科大学院卒業者の概ね7割から8割が合格する試験であるならまだしも、合格率が2割台であれば受験制限によって多数の法科大学院卒業生が司法試験の受験資格を失うことになり、さらに厳しい制限となる。この受験制限の存在は、法科大学院修了者にとって重圧となっている。そもそも資格試験は、公益上の理由により憲法上の権利である職業選択の自由を制限しているわけであるから、その受験資格の制限には公益上合理的な理由が必要である。この点、受験制限は司法試験がプロセスとしての法曹養成の理念の下、法科大学院教育の成果を確認する試験として位置づけられていることから合理性を有するとされているところ、法科大学院で学んだことの成果が卒業後5年間で消滅するとは到底考えられない。そうであるならば、法科大学院の卒業後の年数に関係無く受験させ、司法試験が求める水準に達した者を合格させれば良く、受験を5年以内に制限する合理的理由は全く無いことになる。また、多様な人材の確保を目指すという基本理念(司法制度改革審議会意見書及び閣議決定された「司法制度改革推進計画」)によれば、「21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的な資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」を求めている。)に照らしても、受験制限には何らの合理性・根拠が見いだせない。ところで、法科大学院を基礎に据えた司法制度改革審議会意見書及び「司法制度改革推進計画」の法曹養成制度の根幹には、司法試験受験テクニックに長けた者ではなく、幅広い社会的素養を兼ね備えた人材を法律実務家として輩出しようという理念があったはずである。受験を重ねる中で法律家としての知識、素養が培われることを認めないというのであれば、働きながら勉強をせざるを得なかった学生、その他の多様な背景を持った人材をふるい落とすことと同様であり、かかる基本理念に反する受験制限は撤廃されるべきである。	個人	法務省	司法試験の受験資格等に関して、司法試験法第4条第1項では、①法科大学院課程の修了者と司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)合格者に司法試験受験資格が与えられ、②法科大学院修了又は予備試験合格から5年の期間内に受験することができる」と規定されています。	司法試験法第4条第1項	対応不可	平成13年6月の司法制度改革審議会意見書では、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきであり、その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきであること、法科大学院の修了者の新司法試験受験については3回程度の受験回数制限を課すべきであることなどが提言されました。これを受けて、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)が成立し、この改正により改められた司法試験法第4条では、法科大学院修了又は予備試験合格から5年の期間内に3回という受験期間制限及び受験回数制限を設けること等が定められました。その趣旨は、旧司法試験下で、受験競争の激化による受験技術優先傾向に伴う法曹の質の低下や、多数の「司法試験浪人」による社会的損失が問題視されたことを踏まえ、法科大学院における教育の効果が薄れないうちに司法試験を受験させ、受験生の滞留を回避し、本人に早期の転進を促すことにありました。その後、司法試験法の一部を改正する法律(平成26年法律第52号)の成立を経て、現行の司法試験法第4条が定められました。この改正は、5年という受験期間制限を維持することで、大量の受験者が長期間滞留することによる弊害を防ぎ、また、5年に3回という受験回数制限を廃止することで、受験者が受験資格のある間に受験しない、いわゆる「受け控え」を防いで、合格率の最も高く、法科大学院教育の効果が最もよく発揮される法科大学院修了直後から間断なく司法試験を受験し、有為な法曹として早期に活動できるよう、環境整備を図るという政策判断によるものでございます。御提案いただきました司法試験の受験期間制限の撤廃については、このような立法趣旨に鑑みまして、予定しておりません。		
300416006	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ策を構築すること	【要望内容】より「開かれた日本」の実現に向け、移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ制度のあり方に関する早急な検討 【理由】現行の出入国管理については、在留資格制度のもと厳格な運用がされ、外国人を限定的に受け入れてきているが、今後は、これまでの原則に縛られず、企業の実情や今後のわが国経済を見据えた、より開かれた受け入れ体制を構築することが求められている。諸外国の制度を参考に、移民政策とは異なる、非技術的分野の受け入れをはじめとした新たな受け入れ制度のあり方について、政府において早急に検討する必要がある。	日本商工会議所	法務省	出入国管理及び難民認定法第2条の2において、本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	検討を予定	本年2月20日に開催された経済財政諮問会議において、総理大臣から、深刻な人手不足が生じており、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について制度改正の具体的な検討を早急に開始するよう官房長官と法務大臣に対して指示があったことを受け、一定の専門性・技能を有する外国人について、適切な受入れを可能とする新たな枠組みの基本的な方向性を示すべく、検討を行ってきました。そして、本年6月15日に閣議決定された「骨太の方針2018」において、新しい外国人材の受け入れ制度についての基本的な方向性を示したところです。今後、関係省庁とともに検討を進めていく予定です。	◎	
300416019	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	法人設立手続をオンライン・ワンストップ化すること	【要望内容】ア、定款認証に電子申請の仕組みを構築すること イ、取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること 【理由】法人の設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前で定款認証が必要となり、オンラインでの手続ができないため、電子申請の仕組みを構築する必要がある。また、「登記事項証明書」などを何度も手数料を支払って入手し、行政のそれぞれの窓口へ提出する必要があるため、行政機関間の情報連携により、添付書類を徹底的に削減することが求められる。	日本商工会議所	内閣官房 法務省	ア、定款認証に電子申請の仕組みを構築すること イ、取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること イ、取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること 法人設立登記後、各行政機関において手続の添付書類として登記事項証明書が必要とされている場合には、登記手数料を納付して登記事項証明書の交付を請求する必要があります。	公証人法第62条ノ3第、公証人法第62条ノ6 商業登記法第10条	検討に着手	ア、定款認証に電子申請の仕組みを構築すること 現在、オンラインでの手続が可能となるよう、電子定款を対象として、テレビ電話等による定款認証を可能とする取組を予定しているところです。 イ、取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること 登記事項証明書(商業法人)の提出を必要とする全手続について、2020年度以降、登記事項証明書の提出の原則不要化を実現するため、法務省において、2020年度までに、各府省のニーズを踏まえて、情報連携の仕組みを構築するとともに、各府省において、各手続における登記事項証明書の省略の実施に向けた検討を進めることとしていきます(デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日)ガバメント関係会議決定)参照。	△	
300416020	30年4月16日	30年5月24日	30年11月27日	行政手続の電子化を進めるための環境を整備すること	【要望内容】ア、省庁横断・ワンストップで電子申告申請が可能となるシステム環境の構築 イ、電子申請におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討 【理由】行政手続を行うシステムは、国税は「e-Tax」、地方税は「eLTAX」、社会保険等は「e-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならない。このため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築することが必要である。また、電子申請するまでの手間や金銭的コストが、導入の障害となっているため、電子証明書やICカードリーダーアダプタを必要としないできるだけ簡易な本人確認の方法を検討する必要がある。	日本商工会議所	内閣官房 総務省 法務省 財務省 厚生労働省	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとするとしており、また、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとするとしてされています。	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)	現行制度下で対応可能	国においては、制度の趣旨を踏まえ、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)を定め、行政サービスの利便性向上を目的に、保有する行政サービスや行政データに関するAPIの整備を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進することで、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)を推進することとしています。また、電子的な本人確認等の手段についても、行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システムの取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要であるとしています。具体的な取組としては、介護、死亡・相続、引越し等をワンストップ化の先行分野として取り組み、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していくとともに、手続の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案した上で、個々の手続きの本人確認手続の見直しができるよう、推進して参ります。	△	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300429002	30年4月29日	30年5月24日	30年6月15日	会社設立手続きのルールの明確化について	株式会社を設立する場合、定款を作成し、公証人役場の認証を受ける必要がある。このとき、定款作成日以降に資本金を払い込むことになるが、法務局によっては、定款認証日以降に払込みをするように指導されている。そして、定款作成日後、認証日までには払込みをしていた場合は、法務局の登記官によっては、払込みを再度やり直すように補正が命じられる場合もある。そこで、資本金の払い込みのタイミングについては、認証日より前で構わないのかどうかなど、法務省において全国統一のルールを設けて対処して頂きたい。次に、電子定款を作成して、公証人役場の認証を受ける場合、公証人によっては、電子署名をした日を、定款作成日と一致するように指導がされており、作成日と電子署名日が異なる場合は、日付を揃えるように補正が命じられている。そこで、法務省においては、電子定款の作成日と、電子署名をした日が一致していなければならないのか、一致してなくても構わないのかについて、全国統一のルールを設けて対処して頂きたい。最後に、これらの手続きだけでなく、電子定款においては、パソコンで表記が難しい異体字の氏名表記の取扱いの問題が生じている。そのほか、印鑑証明書記載の「1丁目1番1号」と、登記簿記載の「1丁目1番1号」などの表記方法の相違も含めて、誰でも補正なく会社設立手続きが出来るように、統一的な取扱いのガイドラインを作成し、公表をしていただきたい。	個人	法務省	ア. 資本金の払込みのタイミングについて 原則として、定款認証後に払込みがされていることを要しますが、定款認証前の日付で払込みがされた場合であっても、発起人間で出資に係る金銭の払込額を定めた後に払込みがされたときは、設立に際して出資される財産の価額に相当する出資があったものと解することができるので、払込額について定めた定款の作成日又は発起人全員の同意書の作成日以降に払込があった場合については、設立の登記の申請を受理する取扱いとしています。 イ. 電子定款に係る電子署名の日付について 電子定款において記載されている作成日は、電子署名の日と一致してなくても、そのことのみをもって不適切な記載となるわけではありません。 ウ. 会社設立手続に関するガイドラインについて 「統一的な取扱いのガイドライン」は作成していませんが、申請人の効率的な申請に資するべく、設立登記を含めた登記申請手続に関する申請書様式及び添付書類の例等を作成し、法務局ホームページで公開しています。	会社法第26条第2項、第32条第1項第2号、第34条第1項、商業登記法第47条第2項第5号	ア. ウ 現行制度下で対応可能 イ 事実誤認	ア. 資本金の払込みのタイミングについて 左記の取扱いについては既に法務局に周知しているところですが、今年度中に改めて周知することとします。 イ. 電子定款に係る電子署名の日付について 電子定款において記載されている作成日に関して、電子署名の日と一致しないことのみをもって補正を要するものではないことについて、各公証人において再確認するようにします。 ウ. 会社設立手続に関するガイドラインについて 法務局ホームページに掲載している申請書様式・添付書類の例については、より申請人に分かりやすいものになるよう今後も随時改善していくこととします。	△	
300502001	30年5月2日	30年8月20日	30年9月26日	「登記されていないことの証明書」身分証明書」制度の見直し	(1)法務局において、法人が代理人となつて「(成年後見などの)登記されていないことの証明書」の申請をする場合、法人の登記事項証明書の添付が求められている。しかしながら、法人の登記事項証明書は、法務局で発行するものであるから、法務局内で把握できるはずである。そこで、法人等番号を記載すれば、登記事項証明書の添付を省略できるようにすべきと考える。 (2)「登記されていないことの証明書」が必要となる場面は、許認可申請への添付目的が多いと考えられるが、同時に市町村により発行される「(禁治産者等でないこと)の身分証明書」が必要となるケースがほとんどである。(建設業許可、宅建業許可など) しかも、この身分証明書は、法務省により決められた規則がないために、市町村によっては代理申請を認めないケースも多くあり、手間がより煩雑となっている。そこで、法務局は戸籍を取り扱っているものであるから、一括してこれらの事項の証明書を、1回の手続きで発行できるように、ワンストップのサービスを提供すべきである。 (3)「登記されていないことの証明書」と前述の「身分証明書」については、許認可申請で使用するためであれば、行政書士による職務上請求が出来るようにすべきである。	個人	総務省 法務省	【法務省】 (1)後見登記等ファイルに記録がない旨を証明した書面(以下「登記されていないことの証明書」という。)の交付の申請書には申請人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面を添付しなければなりません。 (2)平成12年4月1日からの後見登記制度の施行によって、後見開始の裁判を受けた成年被後見人等は登記によって公示されます。他方、従来の「禁治産」及び「準禁治産」の宣告を受けている方は、新制度の下で、それぞれ「成年被後見人」及び「被保佐人」とみなされますが、関係者からの登記申請がない限り、登記による公示はされず、禁治産及び準禁治産の戸籍上の記載はそのままとなります。したがって、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証明するためには、自己が「禁治産者」及び「準禁治産者」でない旨の市区町村長の身分証明書と自己を成年被後見人及び被保佐人とする登記がされていないことの証明書が必要となる場合があります。 なお、身分証明書は、市区町村長が行う法律上の根拠を有しない一般行政証明となります。 (3)「登記されていないことの証明書」については、本人、本人の配偶者及び四親等内親族が交付を請求することができます。また、国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し交付を請求することができます。 【総務省】 (3)行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができます(行政書士法第1条の2)。なお、行政書士又は行政書士法人は、個別法において特別に定めのある事項についてのみ、職務上請求が可能であり、現行制度においては、住民基本台帳法又は戸籍法のみ規定されています。	【法務省】 後見登記等に関する省令第18条第2項 後見登記等に関する法律第10条第1項、第5項 【総務省】 住民基本台帳法第12条の3、第20条、戸籍法第10条の2、第12条の2	(1)について、検討を予定 (2)について、事実誤認 (3)について、対応不可	【法務省】 (1)について、平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、「登記事項証明書(商業法人)の提出を必要とする全手続について、情報連携の仕組みが構築される2020年度(平成32年度)以降、登記事項証明書(商業法人)の提出の原則不要化を実現する。」とされており、同計画に基づき登記事項証明書提出の不要化について、検討しています。 (2)について、「禁治産、準禁治産でないこと的身分証明書」については、市区町村で調製する禁治産、準禁治産名簿の記載に基づき作成されるため、当該事務については市区町村において取り扱っており、法務局・地方法務局では取り扱っていないため、法務局・地方法務局で取り扱っている成年後見登記事務と一元的に取り扱うことは困難です。 (3)の「登記されていないことの証明書」について、法定後見又は任意後見に関する登記事項は人の判断能力という極めてプライバシー性の高い情報であるため、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図るという観点から、請求することができる者が一定の範囲に限られており、行政書士等の有資格者においても個別の委任を受けて代理人の資格で請求する必要があると考えられ、御要望にお応えするのは困難です。 また、身分証明書は、市区町村長が一般行政証明として発行しているものであり、法令の根拠規定を有するものではないため御要望にお答えすることは困難です。 【総務省】 (3)行政書士又は行政書士法人が職務上請求できるものは、個別法に規定がある場合に限定されていることから、行政書士による職務上請求を拡大するためには個別法における対応となるため、行政書士法を所管する総務省において対応することはできません。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300510001	30年5月10日	30年6月12日	30年6月29日	和解調書による不動産登記の手続き緩和について	<p>裁判上の和解で不動産の所有権が移転した場合、登記申請書を作成し、添付書類を揃えて、登録免許税額も自分で計算して、法務局に申請しなければ登記簿に反映されない。</p> <p>このとき、次の書類が必要となる。(括弧内は、作成者。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請書(本人) 申請書の記入用紙は法務局に設置されていないため、自宅でパソコン等を使って作成しなければならない。登録免許税の計算も、自分で調べて記載しなければならない。 和解調書の正本(裁判所) 和解調書の確定証明(裁判所) 和解調書が届いてから、裁判所に出向いて確定証明を申請する必要がある。 固定資産評価証明書(不動産所在地の市町村役場) 名義人か司法書士でなければ発行されないため、和解調書の内容を役場に説明し、コピーの提出も求められる場合がある。 権利者の住民票(住所地の市町村役場) 住民票コードを記載すると省略できるが、住民票コードを調べるために住民票を取得する必要がある上に、番地の表記がハイフンで省略できないため、正確な住所表記を確認しなければ、本人であっても、「1番1号」「1番地1」「1番地の1」などを間違える可能性がある。 以上の5つの書類を揃えなければ、所有権移転の登記をすることが出来ない。いずれも時間と手間を要するので、次の通り緩和措置を提案する。 1については、申請書記入パソコンを法務局に設置し、相談員の指導を受けながら入力して、その場で申請書をプリントできるようにする。税務申告の場合は、個人が税務署に相談に行けば、丁寧に説明をしながら申告書の作成までしてもらえ、法務局も見習うべきである。(なお、電子申請は電子証明書が必要となるため、プリントしたものに認め印を押す方が簡便となる。) 2と3については、和解調書の謄本のみ提出を求め、確定証明は必要ないとすべきである。 4については、申請後に書類が整っていれば、法務局が市町村に照会をかけて、申請者に登録免許税額を伝えて納付させる方法にするべきである。 5については、マイナンバーを記載すれば、住所の記載は省略できるようにすべきである。 	個人	法務省	<p>・1について 登記の申請書様式については、法務局ホームページに掲載しているほか、各登記所にも備え付けています。また、登録免許税については、登記申請人が算出し、納付することとされています。</p> <p>・2について 登記原因証明情報としての和解調書については、正本を提供する必要があります。</p> <p>・3について 裁判上の和解の場合には、成立の時に意思表示があったものとみなされるため、確定証明書の添付は不要です。</p> <p>・4について 固定資産評価証明書については、法定の添付情報ではありませんが、必要に応じて提供を求める場合があります。</p> <p>・5について 住民票コードを申請情報の内容とすれば、住民票の提供を省略することが可能です。また、住所の記載については、原則、住民票に記載されたとおりに記載する必要があります。</p>	不動産登記法等	対応不可	<p>・1について 法務局のホームページ又は登記所において、各種の登記申請に係る申請書等の様式を掲示又は備え付けていますので、これらの様式を御利用願います。また、申請書等を作成する上で御不明な点がございましたら、登記所において相談窓口を設置していますので、併せて御利用願います。</p> <p>・2及び3について 不動産登記は、登記権利者と登記義務者が共同して登記の申請をすることにより、その真正性を保持しているところ、裁判上の和解に基づく登記については、当該和解が成立した時に、一方当事者についても登記申請の意思表示があったとみなされることから、他方当事者が単独で登記の申請をすることができるとされています。このように、和解調書については、一方当事者の登記申請の意思表示を示す役割をも有していることから、正本を提供する必要があるとされています。</p> <p>また、和解調書の確定証明書については、裁判上の和解の場合には、その成立の時に意思表示があったものとみなされるため、添付は不要です。</p> <p>・4について 登録免許税額について、租税特別措置法(昭和31年法律第26号)等に基づく軽減・免税措置を受けることができる場合がありますが、当該措置の適用を受けるかどうかは、申請人が判断すべきことですので、当該申請人が登録免許税額及び課税標準の額又は免除若しくは軽減の根拠となる条項を申請情報の内容とする必要があると考えます(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第189条)。</p> <p>・5について マイナンバーは、機微な個人情報であり、その取扱いについては、申請情報の内容とすることも含めて、広く国民の意見等を踏まえた慎重な検討を行う必要があると考えます。</p>		
300606001	30年6月6日	30年7月9日	30年7月23日	登記事務の地方公共団体への委託又は移管	<p>法務省は戸籍事務を所管しているが、実際には地方公共団体において、戸籍謄本の発行や、婚姻届その他の届け出を受け付けている。</p> <p>このほか、都道府県においては、パスポートの受付や発行事務を行っており、地方公共団体に委託や移管をしても、全国統一の事務処理がされることに何ら障害は生じていない。</p> <p>ところが、登記については、登記事項証明書の発行すらも、法務局が手続きを独占し、地方公共団体に委託しようとしていない。住民票がコンビニで発行できる時代に、法務局は地方公共団体にすら委託しようとしていないのである。</p> <p>しかも、簡単な手続きであっても、煩雑な申請書の作成を求めて、全国でも1か所しかない管轄登記所への申請を求めることから、手続きがされずに放置されてしまい、不動産所有者の所在が不明となる事態も生じている。</p> <p>たとえば、不動産所有者が引っ越しをした場合であっても、手続きがあまりにも煩雑であることから、司法書士に依頼して手続きをすることになる。この代理手続きの司法書士費用が、司法書士会の統計では約1万円もしているのである。</p> <p>法務省は、電子申請や書式の公表を引き合いに出すが、電子署名は煩雑であっても、補正手続きの際も面倒になるので、結局は不便なだけなのである。書式についても、枠内に記入するものではなく、アレンジして作成しなければならないものであり、しかもページ間には契印を押すなど煩雑なものとなっている。そもそも、「法務局」の届出書類を、「民事局」のホームページに掲載していることで、インターネット上で探し出すことも難しくしている。</p> <p>普通に考えて、住所変更があれば、「戸籍の附票」に新しい住所が記載されるのであって、この「戸籍の附票」は、法務省と総務省の共同所管なのであるから、登記手続きなどしなくても、法務省内部でやる気があれば、勝手に処理できるはずの手続きなのである。</p> <p>結果、不動産所有者が引っ越しをしても、その手続きがされないままに放置され、地方公共団体においては、独自に不動産所有者を調査して、固定資産台帳を作成しているのが実態である。</p> <p>よって、売買や住所変更などについては、簡易な届出書類を作り、登記事項証明書の発行事務も含めて、地方公共団体に委託又は移管するべきである。</p>	個人	法務省	<p>不動産登記制度は、国民の重要な財産の一つである不動産について、その物理的現況及び不動産に関する権利の変動を公簿に記録して公示することにより、不動産取引の安全と円滑に資する制度であるとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなす制度です。また、商業・法人登記制度は、会社・法人等に関する取引上重要な事項を公簿に記録して公示することにより、取引の安全と円滑に資する制度です。これらは、いずれも国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度であるため、当該制度に係る事務は、国が行っております。</p>	不動産登記法第1条、商業登記法第1条	対応不可	<p>法務局の所掌する事務・権限は、国民の権利関係や身分関係に密接に関連し、国家の主権、司法制度、国民の人権保障に関係するものであり、全国統一した運用を確保する必要があることから、基本的に国が担うべき事務・権限です。</p> <p>法務局における登記に係る事務・権限を地方公共団体に委託又は移管することとした場合、①高度な法的知識・能力が必要とされる登記事務について、全国統一した運用を確保することができず、地域ごとに異なった判断がされることになりかねない。</p> <p>②地方公共団体における他の業務との兼務又は人事異動によって、登記事務の経験を十分に積むことができず、高度な法的知識・能力を持つ専門的な職員を継続的に養成し、維持することが困難となる。</p> <p>③地方公共団体は、道路や宅地造成等の事業に関連して、登記嘱託の一方の当事者として利害関係を有することとなる場合が多いところ、当該地方公共団体が審査事務を行うことになると、登記の公平・中立性を疑われる可能性があり、ひいては、登記制度に対する国民の信頼を失うことにもなりかねないなどの支障が生ずるおそれがあります。</p> <p>これらの理由から、法務局における登記に係る事務・権限を地方公共団体に委託又は移管することは、困難です。</p> <p>また、現時点において、地方公共団体から、法務局における登記に係る事務・権限の全てを委託又は移管することについて、具体的な要望等には接していないところです。</p> <p>なお、登記申請に用いる申請情報の様式・記載例等については、平成28年度に、掲載場所を法務省ホームページから法務局ホームページに移動させるとともに、その充実を図ったところですが、引き続き、これらの情報が分かりやすく、かつ、アクセスが容易なものとなるよう、工夫してまいります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
- ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 - :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300705001	30年7月5日	30年8月20日	30年9月26日	支店登記簿の見直し、支店登記義務の周知、登記の回付制度	(1)支店登記の見直しについて 支店を設置した場合、支店登記を支店所在地を所管する法務局に申請しなければならないが、これは、かつて紙で登記簿を管理していた名残である。これまで、支店登記の登記項目について削減がなされて、会社や法務局の負担は減りつつあるものの、全国どこも法務局でも本店の登記簿謄本や印鑑証明が取得できるようになっているのであるから、敢えて支店登記簿を支店所在地の法務局に保管する意味は、もはや全くないといえる。 たしかに、支店ごとに支配人を置く場合がある。しかし、この場合であっても、本店の登記事項証明書に、支店の一覧が記載されており、支配人もそこに記載されているのであって、敢えて支店の登記簿など見る意味などないのである。 ところが、法務省は300円の手数料で、本店・支店一括申請などという制度を導入し、本店を所管する法務局で支店登記も一括して申請できるようにしただけで、根本的に無駄な事務を見直そうとしていない。 そこで、支店登記については法務局の所管を本店所在地として、支店登記は制度として残しつつも、支店所在地の法務局で保管する支店登記簿(及び支店に対する登記申請)は廃止するべきである。 (2)支店登記の周知について 支店登記をしていない大手企業が散見される。これは、支店登記をしなくても、税務署は事業所税について手続きができるため、敢えて登録免許税を支払ってまで、登記をする意味がないためである。これらについて、法務省は知りながら放置し、言い出すと仕事が増えてしまうため、見て見ぬふりをしているのが現状である。 法務省としては、法令順守を呼びかけて、支店登記をさせるように周知する努力をするべきである。 (3)登記の回付制度について 本店・支店登記一括申請という制度はあるものの、支局や出張所に出すべき登記申請が、本局に誤って提出された場合、これを支局等に回付する制度がない。そのため、本局に提出された登記申請を取り下げて、消印された収入印紙について還付請求を税務署に行き、改めて支局や出張所に申請しなければならない。遠方の登記所の場合、わざわざ取り下げに出向き、申請書を引き取りに行かないといけなくなり、管轄を間違えて送ってしまっただけでも関わらず、かなりの事務負担が発生している。法務省としては、回付制度を検討するべきである。	個人	法務省	会社は、本店の所在地において登記をするほか、支店の所在地においても、商号、本店の所在場所、支店(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるもの)に限らず。)の所在場所の登記をしなければならないこととされています(会社法第930条第2項)。 そして、本店の所在地においてする登記の申請書に、支店の所在地においてする登記の申請内容を記載し、手数料を納付すれば、本店の所在地を管轄する登記所において、本店の所在地における登記の申請と支店の所在地における登記の申請を一括してすることができます(商業登記法第49条)。 また、会社が支店を設けた場合、一定期間内に登記をしなければならないとされており(会社法第915条、第930条第1項)、その義務に違反した場合には100万円以下の過料の対象となります(会社法第976条第1号)。	会社法第915条、第930条～第932条、商業登記法第49条～第50条、第95条、第111条、第118条	検討に着手	現在、当省では、会社法を改正し、会社の支店の所在地における登記を廃止することを検討しております。 具体的な検討内容につきましては、法務省ホームページ「『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案』(平成30年2月14日)の取りまとめ」を御参照ください。 本ページのURLは、以下のとおりです。 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900348.html なお、仮に、会社の支店の所在地における登記を廃止することとなった場合、原則として、会社の本店所在地を管轄する登記所以外の登記所に登記申請をする必要はなくなります。		
300711001	30年7月11日	30年8月20日	30年9月26日	不動産登記の添付書類の省略について	不動産を購入し、銀行の抵当権をつける場合、次の登記が必要となる。 (前件)不動産売買登記 (後件)抵当権設定登記 そして、前件で購入者は印鑑証明書を添付する必要がなく、住民票などの住所証明書を添付する必要がある。 一方、後件では、不動産を購入した所有者の印鑑証明書の添付が必要となる。 このとき、前件において、印鑑証明書を添付した場合、印鑑証明書には住所の記載があることから、住所証明書として用いることが認められている。 ところが、前件において印鑑証明書が添付されているにも関わらず、後件においても、改めて印鑑証明書の添付が求められている。 法務省の言い分としては、住所証明書として使用した印鑑証明書を、後件の印鑑証明書として援用して省略を認めることはできないということである。 そのため、申請者は新たにもう一通の印鑑証明書を提出するか、前件の印鑑証明書の原本還付を申請して、後件の申請用として改めて提出しなければならない。詳しく述べると、前件で「印鑑証明書として使用された印鑑証明書」であれば、後件の印鑑証明書として援用し、省略することは認めているのであるが、前件で「住所証明書として使用した印鑑証明書」は、後件での印鑑証明書としての援用を認めていないのである。 法務省としては、このような不合理を速やかに見直し、申請者の負担を軽減するように努めるべきである。	個人	法務省	印鑑証明書を所有権の保存(移転)の登記の住所証明書としたときは、その書面は所有権の保存の登記と同時に申請した抵当権の設定の登記の登記義務者の印鑑証明書に援用することはできない取扱いとしています。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第37条	対応不可	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第37条第1項において、「同一の登記所に対して同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共通する添付情報があるときは、当該添付情報は、一の申請の申請情報と併せて提供することで足りる」と規定されていますが、ここでいう「共通する添付情報」とは、単に物理的に同じであることのみならず、その性質が同じであることを要するとされています。登記権利者の住所を証する情報として提供された印鑑証明書と、登記の申請意思を確認するために提供された印鑑証明書は、その性質が異なることとなりますので、同規定に基づく添付情報の省略はすることができないと考えています。		
300713001	30年7月13日	30年8月20日	30年9月26日	登記完了証の記載事項について	不動産登記申請をすると、登記完了証が発行される。 しかし、登記完了証には、たとえば「所有権移転」とは書かれているものの、登記原因としての「何月何日売買」であるとか、「誰から誰に移転した」といった情報は、全く記載されていない。 そのため、登記完了証をもって、どのような登記が完了したのかが分からないため、改めて登記事項証明書を600円で購入しているのが実態である。 「登記完了証」なのであるから、どのような登記がなされたのか、登記申請書に記載された登記事項については、すべて記載するべきである。 これまで、法務省としては、法令に定めた記載事項でない旨を以て、意見の排斥を図る傾向にある。 しかし、そのような回答は、不動産登記の法令を所管し、法律の原案及び省令を作る立場にありながら、言うべきことではない。 法務省は、利用者目線で制度の構築を考えて頂きたい。	個人	法務省	登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならないとされており、当該登記完了証については、①申請の受付の年月日及び受付番号、②同順位の場合の順位番号、③不動産番号、④土地の所在、地番、地目、地積、建物の家屋番号、建物の種類、構造及び床面積等、⑤共同担保目録の記号及び目録番号、⑥登記の年月日⑦申請情報(電子申請の場合にあっては、申請人又は代理人の電話番号その他連絡先及び住民票コードを除いた部分全て、書面申請の場合にあっては、登記の目的のみ。)を記録して作成することとされています。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第181条	対応不可	登記完了証は、飽くまで「登記が完了した」旨を通知すれば足りるものであり、現在の登記完了証の記録事項であっても、当該通知の対象となる登記を特定することができるものと認識しています。 なお、「制度の現状」に記載のとおり、電子申請の方法によって登記を完了した場合には、申請情報の内容のうち、申請人又は代理人の電話番号その他連絡先及び住民票コードを除いた部分の全てが登記完了証に記録されます(登記事項も記録されず。)ので、登記事項等の詳細が記録された登記完了証が必要である場合には、電子申請の方法によって登記を申請願います。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300717001	30年7月17日	30年8月20日	30年9月26日	相続登記の推進、資格者代理人として弁護士を紹介について	相続による不動産の名義人を変更する登記について、法務省は推進するためにホームページでコーナーを設けている。ところが、本人申請をするための具体的な手続きについては、全くといって説明がなく、必要性の説明と、資格者代理人として司法書士を紹介しているにすぎない。 未来につなぐ相続登記 http://www.moj.go.jp/MINJI/minjio5_00207.html 法務省は、本人申請についても丁寧な説明を心掛けていると説明するであろうが、現状のホームページの記載では、登録免許税すらも計算方法がなかなか分からない。実態は法務局に足繁く何度も通わなければ、相続登記などなかなかできないのである。 本来、登記申請は本人が行うべきであるところ、法務局に電話をしても、平日に出向くように指導されるだけで、電話では全く取り合ってもらえないのである。しかも、資格者代理人として司法書士のみが紹介されているが、資格者代理人は弁護士と司法書士であり、弁護士がなぜか省かれている。特に、相続の分割方法の相談など、家事事件の個別具体的な法律相談については、司法書士ではなく弁護士の領域であるから、弁護士についても資格者代理人として紹介するべきである。 そこで、本人申請ができるように、Q&Aや事例ごとの書式を充実させることや、弁護士を司法書士と並列に資格者代理人として紹介することを提案する。	個人	法務省	-	法務省ホームページにおいて、相続の類型ごとに登記申請書等の記載例を掲示しているほか(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan4.html)、登録免許税の計算方法についても掲示しています(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001188808.pdf)。 また、法務省ホームページにおいて、相続登記申請を資格者代理人に依頼する場合の参考情報として、日本司法書士会連合会のホームページをリンク先として掲示しています。	その他	「制度の現状」に記載のとおり、法務省ホームページにおいて、相続の類型ごとに登記申請書等の記載例を掲示しているほか(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan4.html)、登録免許税の計算方法についても掲示しています(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001188808.pdf)。 また、相続登記申請を資格者代理人に依頼する場合の参考情報について、司法書士が申請代理人となる申請件数が最も多い現状からすれば、司法書士に関する情報を提供することが適当であると考えていますので、今後も同情報を提供していく予定です。		
300725002	30年7月25日	30年8月20日	30年9月26日	山林等の相続登記について	山林等の相続登記については、その価値に対して、手続きのための司法書士費用が高額であるため、手続きを放置される傾向にある。手続きが放置されても、市町村役場は、たとえば大阪の場合は市町村の経費によって行政書士会に相続人調査を依頼し、役場独自に相続人調査を行い、固定資産税の課税を行っているのが実態である。 また、未登記建物についても、固定資産台帳に相続人の記録をする必要があるため、相続届出書が市町村役場に設置されている。 そこで、手続きを円滑にするため、特に山林の相続登記については、市町村役場の窓口には捺印書類などを設置して、固定資産税の窓口で届出をすることで、登記手続を市町村役場に囑託できる制度にするべきである。 これによって、相続登記のために必要となる固定資産評価通知書や、戸籍謄本なども、市町村役場で交付されているのであるから、それらを法務局に届けさせる手間についても、行政間において連系することで省くことができると考えられる。このような方法が難しい場合は、相続届を市町村役場にしたら、それが法務局に通知されて、相続人に登記をするように促す制度も考えられる。 このほか、現在の法律においては、登記の囑託は公証人役場や裁判所等に限られるため、相続登記の囑託を、遺言書や遺産分割協議書を取り扱う公証人役場とする方法も併せて提案する。	個人	法務省	登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の囑託がなければすることができないとされています(不動産登記法(平成16年法律第123号)第16条第1項)。 そして、官公署による囑託は、基本的に①官公署が登記権利者となって権利に関する登記をするとき又は登記義務者となる権利に関する登記について登記権利者の請求があったとき及び②官公署が公権力行使の主体として、私人の権利関係に干渉、あるいは当事者の権利関係の実現に助力を与える形で登記の囑託をするとき(公売処分による登記、滞納処分による差押えの登記、強制競売、担保権の実行としての競売に関する登記等)にされるとされています(同法第115条及び116条)。 したがって、相続登記については、原則、当事者(相続人)が申請する必要がある。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第16条、第116条	その他	不動産登記制度は、基本的には私的な権利の公示・保護を目的とするものであり、これを利用するかどうかは、権利関係当事者の自由な判断に任せられるべきであるとされていますので、官公署が囑託する必要がない場合には、当事者によって申請がされるべきであり、官公署の囑託によることは相当ではないと考えます。 しかしながら、長期間相続登記がされていない土地が多く存在していることについては、当省としても早期に解決を図るべき課題であると認識していますので、公共の利益となる事業の起業者の求めに応じて、登記官が相続の発生の有無及び相続人として登記名義人となり得る者を調査し、判明した相続人に対して相続登記の申請を促す通知を発出することができるような制度を創設するとともに(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号))、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、相続登記の義務化等を含めた相続等を登記に反映させるための仕組みについて検討を行うなど、長期間相続登記がされていない土地の解消に向けて、今後取り組んでいくこととしています。		
300802003	30年8月2日	30年9月14日	30年10月30日	登記に関する通達または審査基準のホームページでの公開	商業登記及び不動産登記は、必要となる添付書類について通達が相当数あり、これらに基づいて登記官は処理をしている。これら通達は、登記専門誌や、高額な登記書式の分厚い専門書などに掲載されることはあるが、一般市民は触れることができない。 本来、このような通達については、行政処分に係る審査基準の一部に当たるのであるから、行政手続法第5条3項の規定の趣旨からして、一般に適当な方法により公表されるべきものである。 ところが、上述のとおり、有料で書籍を買うほかに通達に接する方法がない。法務局に行っても、閲覧に供されていないのが実情である。 もちろん、通達そのものを見なくても、法務省がホームページで公開している登記書式を見れば手続きが分かるものもある。しかしながら、通達によらなければ分からないケースについては、行政手続法に違反して、何らの審査基準も閲覧に供されていないのである。 よって、法務省としては、登記の通達を整理して、ホームページにおいて公表するか、通達内容を審査基準として整理して、ホームページで公表するべきである。	個人	法務省	1 不動産登記に関する主な通達につきましては、その内容の要旨を法務省ホームページに掲載しております。 本ページのURLは、以下のとおりです。 http://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html 2 商業登記に関する通達につきましては、法務省ホームページ「商業・法人登記関係の主な通達等」に掲載しております。 本ページのURLは、以下のとおりです。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minjio6_00098.html	現行制度下で対応可能	1)について 主な通達につきましては、引き続き、法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html)に更新していくこととします。 なお、現在掲載している通達以外に掲載を希望されるものがありましたら、法務省ホームページ「ご意見・ご提案」にお寄せいただきますようお願いいたします。 2)について 法務省ホームページに掲載する通達等につきましては、随時更新していくこととします。 なお、現在掲載している通達以外に掲載を希望されるものがありましたら、法務省ホームページ「ご意見・ご提案」にお寄せいただけますようお願いいたします。 本ページのURLは、以下のとおりです。 http://www.moj.go.jp/mail.html			
300803001	30年8月3日	30年9月14日	30年10月30日	コンビニ及び郵便局等の公共施設での登記事項証明書の発行	会社や不動産の登記事項証明書や、代表取締役の印鑑証明書は、法務局に出向くか、インターネットで電子申請をして、ペイジーなどでATMより振り込む等の手続きをしなければならない。 いずれの方法でも、すぐに欲しい際には不便である。 法務省は、証明書発行事務の窓口業務を民間委託しているものの、あくまで法務局カウンター内での委託であって、法務局以外で取得できるわけではない。 発行事務のコストについても、印刷や発送などをマンパワーに頼っているため、かなりのコスト高となっており、一時期は1通1,000円にまで及び、現状は600円(電子申請は500円又は480円。)となっている。 そこで、住民票などと同様に、コンビニなど身近なところで自動発行できるようにし、合理化を図るべきである。そうすれば、行政コストの削減と、利用者の利便性の向上につながるものと考えられる。	個人	法務省	登記事項証明書や印鑑証明書(会社・法人)(以下「登記事項証明書等」という。)の交付を請求する場合には、手数料を納付して、申請書に必要な事項を記載し、①最寄りの登記所に直接持参する方法、②登記所に申請書を郵送する方法、③インターネットを利用してオンラインにより交付請求する方法があります。 また、平成20年4月から市場化テスト(民間競争入札)により、登記事項証明書等の交付や登記簿等の閲覧の事務を民間に委託(登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の民間委託)しています。	不動産登記法第119条 不動産登記規則第193条、第194条 商業登記法第10条、第12条、第13条 商業登記規則第119条、第22条、第28条 登記手数料令第2条、第3条	その他	登記事項証明書又は印鑑証明書(以下「登記事項証明書等」という。)の交付等については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、平成20年4月から市場化テスト(民間競争入札)により、民間事業者による実施を委託しているところであり、コンビニ等で登記事項証明書等を交付することについては、関係法令における制度の趣旨や利用者の利便性向上の観点等も踏まえて、引き続き検討を行います。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300824001	30年8月24日	30年9月14日	30年10月30日	電子確定日附システムの見直し	契約書などに確定日附の付与を受ける場合、公証役場に書類を持ち込み、700円を支払って依頼すれば、その場で確定日附を受けることができる。大抵の公証役場は、確定日附については、カウンターの女性事務員が受け付けて、公証人に確認してから、すぐにその場で押印して完了するケースがほとんどである。一方、電子確定日附の場合は、オンラインで申請し、公証役場に700円を持参して、その後オンラインでデータを受領する手続きとなる。結局、納付のために公証役場に行かなければならないのであれば、オンラインで手続きをする意味がない。唯一のオンラインのメリットとしては、公証役場に書面データの保存を依頼できて、謄本の発行を受けることができる程度のことである。法務省は、オンライン申請のシステムを作るだけで、支払い方法は公証役場任せにしているので、このような不便なことになっているのである。足や心臓が悪いひとを想像してもらいたい。単に700円を持参するだけでも、行く必要があるかないかで、全く負担の程度が異なるのである。その他にも、今後、電子契約が推進されるにあたり、民間の電子契約システムと連携して、公証役場の確定日附システムが利用できるかどうかによって、その利便性は大きく異なると思われる。しかし、現状では700円を公証役場に持参するというアナログ手続きが含まれるため、利用の障害となっている。そこで、たとえば、登記事項証明書のオンライン請求と同様に、ページでの支払いなどをシステムとして組み込む方法など、オンラインですべて完結できるシステムにするべきである。次に、確定日附の付与について、公証人がチェックをする一番大きなポイントは、作成者と作成日が明示されているかどうかである。この記載漏れによる補正を防ぐために、作成者名と日付記入の注意書きを記載するか、これらの入力欄を別途設けるべきである。最後に、確定日附は公証役場以外でも、法務局で受けることができる。これらの申請先についても、オンラインで申請できるように改善するべきである。	個人	法務省	電磁的記録に対する電子確定日付の付与は、指定公証人(公証人法第七条の2)が電磁的記録に記録された情報に日付を内容とする情報(日付情報)を付することによって行い、これが付された場合には、当該情報を「確定日付のある証書」とみなすものとされています(民法施行法第5条第2項)。	民法施行法第5条、第8条、公証人手数料令第37条ほか	①現行制度下で対応可能 ②その他 ③その他	①について 公証人への手数料の納付については、既に、振込み等による支払が可能である公証役場もあり、その場合には、公証役場に向かず、オンラインで全ての手続きを行うことができます。今後、このような取扱いを拡大するよう努めてまいります。 ②について 注意書き等の案内に関するご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 ③について 法務局における確定日付の付与をオンラインで行うことについては、既に公証役場においてオンラインで確定日付の付与を受けることができることや、利用件数が減少傾向にあることを踏まえ、慎重に検討してまいります。	◎	
300827002	30年8月27日	30年9月14日	30年10月30日	合併消滅会社の支店登記の手続き緩和	吸収合併で消滅する会社に、支店登記がされている場合、支店ごとの管轄登記所まで、合併に伴う消滅の支店登記を申請しなければならない。通常、たとえば、本店が丸の内、支店が札幌の場合、買収後には支店が直ちに廃止されるわけではなく、支店の法人名の看板のみが掛け替えられるのが実態である。ところが、登記手続としては、消滅会社の支店は、すべて無くなることが前提であり、改めて存続会社が支店設置登記をしなければならず、手続きの手間がかなりある。そこで、法務省に対して、次の2つを提案する。 (1)吸収合併の消滅会社の支店については、本店所在地の登記所に消滅の登記があった際に、法務局が横の連系をして、本支店一括申請を認めることにより、支店についても同時に消滅登記が出来るようにするべきである。 (2)支店についてもそのまま存続会社が引き継ぐことが実態であるから、吸収合併登記があったことをもって、消滅会社の支店については、そのまま存続会社の支店として存続できる本支店一括登記申請が出来るようにするべきである。	個人	法務省	会社は、本店の所在地において登記をするほか、支店の所在地においても、商号、本店の所在場所、支店(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるもの)に限ります。)の所在場所の登記をしなければならないこととされています(会社法第930条第2項)。そして、本店の所在地においてする登記の申請書に、支店の所在地においてする登記の申請内容を記載し、手数料を納付すれば、本店の所在地を管轄する登記所において、本店の所在地における登記の申請と支店の所在地における登記の申請を一括して行うことができます(商業登記法第49条)。なお、吸収合併による会社の解散の登記の申請は、存続会社の本店所在地を経由することとされている(商業登記法第82条第2項)、消滅会社が存続会社の本店所在地を管轄する登記所の管轄区域内にない場合は、当該解散の登記の申請については本支店一括申請を行うことはできません。	第930条～第932条、商業登記法第48条～第50条、第82条、第95条、第111条、第118条	検討に着手	現在、当省では、会社法を改正し、会社の支店の所在地における登記を廃止することを検討しております。具体的な検討内容につきましては、法務省ホームページ「『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案』(平成30年2月14日)の取りまとめ」を御参照ください。本ページのURLは、以下のとおりです。 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900348.html なお、仮に、会社の支店の所在地における登記を廃止することとなった場合、原則として、会社の本店所在地を管轄する登記所以外の登記所に登記申請をする必要はなくなります。		
300831002	30年8月31日	30年9月14日	30年10月30日	補助者制度の見直し	弁護士は法律事務を業としており、司法書士や行政書士(以下、司法書士等という。)の業務を包含しているが、弁護士には補助者の登録制度がなく、司法書士等には補助者の登録制度がある。法律事務の補助をするにあたり、補助者制度が必要であるのか、必要でないのか、制度の必要性について見直しをするべきである。もし、必要とするのであれば、弁護士にも創設するべきであり、特に法務省は二重の基準を改めるべきである。	個人	法務省	弁護士法上、補助者制度に関する規定はありません。なお、司法書士は、その業務の補助をさせるため、補助者を置くことができ、補助者を置いたときは、所属の司法書士会に届け出ることとされ、司法書士会は、当該届出があったときは、司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知することとされています(司法書士法施行規則第25条)。また、行政書士は、その事務に関して補助者を置くことができ、補助者を置いたときは、所属の行政書士会に届け出ることとされています(行政書士法施行規則第5条)。	弁護士法	対応不可	補助者制度を弁護士法に規定して設けることについては、弁護士自治の観点から慎重な検討を要すると考えられます。		
300902001	30年9月2日	30年10月11日	30年11月27日	商号の英語表記、ふりがなについて	(1)国際取引をする場合や、海外の銀行口座を作る場合、会社の商号の英語表記として、公的な証明を受けた書類の提出が求められることが多い。その対策として、原始定款に英語表記を定めておくか、現行定款に会社代表者による証明印を押し、公証役場で認証を受けて、その定款を提出することが、実務となっている。本来、商業登記簿に英語表記の欄があれば、このような手間は省くことができる。海外の銀行や取引先としても、登記事項証明書で確認ができれば、事前に法務局で確認することができ、安全な取引をすることが可能となる。そこで、登記事項に英語表記も含めていただきたい。 (2)商業登記において、商号のふりがなの記載が求められるようになったが、ふりがなは登記事項証明書には記載されない。法務省は、国税庁の法人番号検索サイトでふりがなが公表されるとしているが、これには謄本発行の制度もなく、利用者の立場に立っていない。法務省としては、登記事項証明書にふりがなの記載をするべきである。 (3)ふりがなの記載は、商業登記をする都度、毎回求められることとなり、書き忘れと補正として法務局に呼び出されることとなる。しかし、ふりがなが毎回変わるものでもなく、「会社法人等番号」を記載しているから、法務局側でわからないものでもない。そこで、法務局においてふりがなを登録済みの会社については、登記申請書に「会社法人等番号」を記載したときは、ふりがなの記載を省略できるようにするべきである。	個人	法務省	株式会社の設立の登記においては会社法第911条第3項に掲げる事項を、合資会社の設立の登記においては会社法第912条に掲げる事項を、合資会社の設立の登記においては会社法第913条に掲げる事項を、合同会社においては会社法第914条に掲げる事項を登記しなければならない。また、平成30年3月12日から、商業・法人登記の申請を行う場合には、申請書に法人名の振り仮名を記載する取扱いを開始しているところ、登記事項証明書に振り仮名は表示されません。	会社法第911条第3項、第912条、第913条、第914条	(1),(2) 対応不可 (3) 現行制度下で対応可能	(1)及び(2)について 現在、法人名の振り仮名は、法人番号公表サイトにおける検索方法に係る利便性向上の観点から登記申請書に記載を求めていることとしていますが、当該振り仮名は登記事項ではないため、その記載を強制することまではできないものとされています。また、会社の商号の英語表記や振り仮名を登記事項にした場合には、全ての会社とその商号の英語表記等を登記すべき義務が課され、その登記懈怠には罰則が科される上、当該英語表記等について登記官による適法性に関する審査を受ける必要が生ずるため、御提案については、会社にとって過大な負担とならないかといった観点から、慎重な検討を要するものと考えております。 (3)について 御意見を踏まえて、振り仮名を登録済みの会社につきましては、今後、登記申請書に記載を省略することができるか否かにつき検討いたします。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
- ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 - :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300906002	30年9月6日	30年10月11日	30年11月27日	自己信託の受益者について	<p>自己信託の設定(信託法3条1項3号)において、委託者兼当初受託者(以下、「設定者」と記載します。)が当初受益者を兼ねていても、残余財産の受益者(信託法182条1項1号)又は後順位の受益者が定められている場合、自己信託の設定は有効であることを確認させていただきたいと思います。専門家及び公証人の間で不可能であるという声があります。根拠は信託法163条1項2号です。特に公証人から拒否されてしまうと、自己信託の効力が発生しない(信託法3条1項3号)ので支障があります。</p> <p>想定される経済的又は社会的な効果 1、設定者が個人(父)の場合、自身が管理できる間は受託者として管理して、当初受益者として利益も得ます。設定者が認知症になったら、又は○○歳になったら予め決めておいた後任の受託者(長男)に変更し、設定者死亡によって、残余財産の受益者(長男)に財産が帰属させたい、という社会的ニーズがあります。経済的効果として、財産(不動産や預貯金、中小企業の株式)の凍結予防が挙げられます。なお、詐害信託など違法行為が許されないことは前提とします。</p> <p>2、設定者が法人の場合、設定者が中小企業の株式会社の場合、オーナー株主が自社株式について自己信託を設定し、当初受益者もオーナー株主とします。残余財産の受益者又は後順位の受益者は、オーナー株主の相続人などとなります。その後、オーナー株主が受益権を一般社団法人に売買契約で移転し、受益者は一般社団法人となります。単に事業承継を行うのではなく、現社長が引退しなくても、子会社又は親会社の社長として経営を行いつつ、株の受益権は一般社団法人に渡しているためオーナーの相続などに対応することが出来ます。その際は組織再編税制を利用します。税理士などに事業承継といわれても、一線を退くには躊躇する経営者のお役に立つことができます。</p>	個人	法務省	<p>当初受益者を委託者兼受託者自身と指定している自己信託であっても、受益権を事後に第三者に売却又は譲渡することを予定しているものは有効であると解されています。</p> <p>ただし、自己信託であるか否かにかかわらず、信託は、受託者が専ら自らの利益を図ることを目的としてはならないとされているため(信託法第2条第1項括弧書き及び同法第8条)、受託者が全受益権を固有財産で取得した状態が1年間継続した場合は、当該信託は終了するとされています(同法第163条第2号)。</p> <p>信託が終了した後、信託行為に残余財産受益者が定められている場合は、残余財産は、当該残余財産受益者に帰属することになります(同法第182条第1項)が、信託行為に残余財産受益者の定めがあること、当初受益者を委託者兼受託者自身と指定している自己信託の有効性との関連はないものと考えられます。</p>	信託法第2条第1項、第8条、第163条第2号、第182条第1項	事実誤認	<p>自己信託であって当初受益者を委託者兼受託者自身と指定しているものでも、受益権を事後に第三者に売却又は譲渡することを予定しているものは有効である一方で、受託者が全受益権を固有財産で取得した状態が1年間継続した場合は、当該信託は終了するとされています(同法第163条第2号)。ただし、1年間という期間は、受託者が全受益権を固有財産で取得した状態を解消するための猶予期間という趣旨であるため、このような状態は速やかに解消することが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、残余財産受益者の指定があるか否かは、当初受益者を委託者兼受託者自身と指定している自己信託の有効性との関連性はないものと考えられます。</p>		
300912011	30年9月12日	30年10月11日	2年3月25日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	<p>海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。また、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングした場合に海外のATM設置事業者から請求される引出手数料を利息制限法等の例外とする。</p> <p>【提案理由】 ○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。 ○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自前のシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。 ○これらの手数料は、上記のATM利用料の上限を上回る場合が多い、国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外とする、もしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上につながる。 ○政府は訪日外国人観光客数を2020年に4,000万人とする目標を掲げ、「観光ビジョン実現プログラム2018」(2018年6月12日)において、海外発行カード対応ATMの設置促進を盛り込んでいる。また、昨年度の要望に対し、金融庁および法務省は「検討する考えである」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。 ○また、国内銀行が発行したクレジットカード保有者が、海外のATMでキャッシングした場合、海外のATM設置事業者から国内銀行を経由してカード保有者に対して引出手数料が請求される。 ○この請求額は利息制限法等において利息とみなされないATM利用料の上限を超えることが多く、その差額は国内銀行が負担せざるを得ない状況となっている。カード保有者が海外のATMを利用した場合の手数料についても利息制限法等の対象外にしていただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁 法務省	<p>出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされており。</p>	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	<p>海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。</p> <p>なお、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングする場合の手数料については、関係法令に関わる制度の趣旨に照らし、直ちに規制を緩和することは適当ではないと考えます。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300914010	30年9月14日	30年10月11日	2年3月25日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和	(1)要望の具体的内容 海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外としていただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 政府では平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、2020年に訪日観光客数を4000万人とする目標を掲げるなど、観光立国に向けて政策を進めているが、金融面でも後押しするために本件要望を行う。また、金融庁においても、平成29事務年度金融行政方針の中で、海外発行カード対応ATMについて推進することが明記されている。 国内銀行の海外発行カードの引出手数料をATM利用料の上限の例外(対象外とする、もしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。 (3)制度の現状・根拠法令 「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカード発行やキャッシュカードを利用する場合、国際ブランドのATM利用ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。これらの手数料は、上記ATM利用料の上限を上回る場合が多い。	一般社団法人第二地方銀行協会	金融庁 法務省	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合は110円、1万円を超える場合は220円までとされております。	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。		
300914014	30年9月14日	30年10月11日	30年11月27日	固定資産評価証明書等の添付の廃止	売買などの不動産登記をする場合、固定資産評価証明書または固定資産評価通知書を市町村役場で取得し、登記申請書に添付する必要がある。 法務省は、制度見直しにより添付の義務を廃止し、法務局から市町村役場に固定資産評価額の確認ができる手順となったが、実際には機能しておらず、実務上は添付しなければ登記はできない仕組みとなっている。 なぜならば、申請書に貼付する収入印紙(登録免許税)の金額が、評価額から算出されるためである。 たとえば、和歌山県白浜町の場合、固定資産評価証明書は1筆200円、固定資産評価通知書は無料となっている。 ところが、遠方で郵送請求をする場合、固定資産評価証明書の1筆200円を納めるために、郵便局で定額小為替を購入し、申請書に会社の代表者印を捺印して、返信用封筒を入れて請求しなければならない。 一方、固定資産評価通知書の場合は、無料で発行されているが、事前に法務局に相談に行き、登記官の確認印を押した書類を添付しなければ、発行してもらえない。 いずれにしても、本来添付の必要ない書類を揃えるために、申請者に無駄な時間と費用をかけることになっている。 そこで、登記申請の際には収入印紙の貼付を求めず、不備なく登記できると確認できた際に、法務局から納付額を通知し、一定期間中の納付を待ってから、登記を完了させるとする手順にするべきである。 そうすることで、申請者の負担が大幅に軽減される。さらに、申請者の計算間違いや、登記所管轄間違いによる誤納取戻しの手間も、申請書提出後に登記所から金額の連絡を受けることにすれば、回避する効果も得られる。	個人	法務省	登記を受ける者は、登録免許税法(昭和42年法律第35号)等に基づき、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領收証書を当該登記の申請書に貼り付けて、又は当該登録免許税の額が3万円以下である場合等には、当該登録免許税の額に相当する印紙を当該申請書に貼り付けるなどして、登記所に提出しなければならないとされています。	登録免許税法(昭和42年法律第35号)第21条、第22条、第24条の2	対応不可	登記官から登記申請人に対して登録免許税の納付額を通知し、納付の確認後に登記を完了させるようにした場合、登記の完了までに相当な時間を要することとなり、取引の安全と円滑に資する不動産登記法(平成16年法律第123号)の目的の実現に支障を来すおそれがありますので、困難であると考えます。		
300914015	30年9月14日	30年10月11日	30年11月27日	不動産番号による省略項目の見直し	不動産番号を登記申請書に記載すると、申請書に不動産の所在や広さなどの記載を省略することが認められている。 ところが、不動産番号を記載しても、附属建物については省略が認められていないため、すべての附属建物の構造や床面積などを記載しなければならない。 そして、これらの記載にタイプミスで一文字でも誤りがあれば、法務局から補正の連絡があり、遠方であっても補正に向く必要がある。 一方、登記官は不動産番号で登記情報を確認するため、単純に申請書を確認し、附属建物の記載に誤字がないかを、あら探しするだけのことであり、まったく非生産的で意味の無い作業をしている。 そこで、不動産番号が記載されている場合は、附属建物についても記載が省略できるように、省略項目の見直しをするべきである。	個人	法務省	不動産番号を申請情報の内容としたときは、附属建物に関する次の事項を申請情報の内容とする必要はありません(不動産登記令(平成16年政令第379号)第6条第1項第2号)。 ・附属建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番(区分建物である附属建物にあっては、当該附属建物に属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番)並びに種類、構造及び床面積 ・附属建物が区分建物であるときは、当該附属建物に属する一棟の建物の構造及び床面積 ・附属建物が区分建物である場合であって、当該附属建物に属する一棟の建物の名称があるときは、その名称	不動産登記令(平成16年政令第379号)第6条第1項第2号	事実誤認	制度の現状に記載のとおりですので、該当法令を御確認ください。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300920007	30年9月20日	30年10月11日	30年11月27日	供託制度の利用促進	法務局において、供託を受け付けているが、供託ができる利用目的は受領拒否の際などに限定されており、活用の幅が極端に制限されている。しかも、供託所という名称も世間ではほとんど知られておらず、書式も極めて煩雑で、法学部の教授や弁護士などの法律家であっても、説明を聞かなければ書き方が理解できない。そのため、一般市民は供託制度そのものを知らないか、知っていても使い方が分からない状況にある。そこで、供託制度の認知を広げるとともに、利用範囲と書式を全面的に見直し、利用の促進を図るべきである。たとえば、M&Aで未公開株式の高額取引をする場合や、不動産の売買をする場合、契約後、引渡し前の段階で、事前に代金を供託しておき、供託を条件として引渡しをするといった利用ができれば、取引の安全に資することができる。しかも、現状、供託は手数料無料で行われているが、税金を徴収すれば、収税も大幅に増えることも期待できる。非常に地味で救済の高い法務局も、一般市民の活用が広がれば、一般市民に親しまれる明るい役所に生まれ変わると考える。	個人	法務省	供託制度は、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度です。 (1) (供託制度の認知を広げることについて) 法務省・法務局のホームページ上に供託手続について説明をした「供託関係手続」や「その他の登記関係・供託手続」を掲載しているほか、法務局・地方法務局の窓口におけるリーフレット等の配布により、供託制度の周知を図っています。 (2) (供託制度の利用範囲について) 供託をすることができるのは、法令の規定によって供託が義務付けられている場合又は供託をすることが許容されている場合に限定されていますが、受領拒否を原因とする弁済供託といった場面のみならず、約150の根拠法令に基づき、様々な場面において供託手続が広く利用されています。 (3) (書式について) 供託手続において使用する供託書等の書式又は様式は、供託規則(昭和34年法務省令第2号)において定められています。 (4) (手数料について) 供託手続を利用する場合、手数料等の公租公課は発生しません。	供託法 供託規則	(1) 現行制度下で対応可能 (2) その他 (3) 現行制度下で対応可能 (4) 対応不可	(1) 引き続き、供託制度に対する国民の認知度がより高まるよう、法務省ホームページやリーフレット等の内容について、随時その見直しを図っていきたくと考えています。 (2) ある法令において供託手続の利用の根拠となる規定を設けるか否かについては、専ら当該法令を所管する府省庁において検討すべき事項であると認識しています。 (3) 供託書や供託物払渡請求書には、供託申請や払渡請求の審査等に当たって必要な事項を記載する必要があるほか、供託書については供託所において調製する供託書正本の作成に使用するものであるなどといった供託手続に関する事務処理上の必要性も踏まえて、その書式又は様式が定められているものであり、これを見直すこと自体は困難ですが、法務省ホームページに掲載している記載例等について、より国民にとって分かりやすいものになるよう、随時その見直しを図っていきたくと考えています。 (4) 供託制度において、手数料制を採らないこととされたのは、単に供託当事者だけのための制度ではなく、これを設けることによって社会一般の法秩序を維持するための制度であるため、その制度を維持する経費を一般歳入で賄うこととしたことによるものといわれています。加えて、供託制度においては、制度発足当初より手数料制は採っておらず、現にそのような制度として国民の間にも定着しているものです。これらのことからすると、供託手続において新たに公租公課を課すこととするのは困難であると考えられます。		
300928013	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	ワンストップサービスのインフラを活用した民間事業者からの照会を契機とした情報連携基盤の構築	【提案の具体的内容】 ・引越しや死亡・相続に関するワンストップサービスのインフラを活用した、本人の事前同意を前提に民間事業者からの照会を契機とした民間における情報連携基盤を構築いただきたい。 【提案理由】 ・『デジタル・ガバメント実行計画』(2018年1月16日eガバメント閣僚会議決定)においても課題提起されているとおり、引越しの際、転居者が住所変更手続をとるべき相手方を網羅的に把握できず、手続漏れが生じる場合がある。また、死亡・相続に関しても、遺族が死亡者の契約関係を網羅的に把握できず、契約相手方である民間事業者への連絡漏れが生じる場合がある。 ・ワンストップサービスのインフラを活用して、本人や遺族から生命保険会社への連絡漏れが生じた個人の転居や死亡の情報が、生命保険会社からの照会を契機として当該生命保険会社に網羅的に連携されれば、保険会社においても、より迅速かつ確実な死亡保険金の支払や住所変更の手続に繋がりが、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 ・『規制改革実施計画』(2018年6月15日閣議決定)において、住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し結論を得ることとされているところであり、当該ワンストップサービスの枠組みにおいて、個人の手続を契機とした最新の住所情報等の連携と併せて、本人の事前同意を得たうえでの民間事業者からの照会を契機とした情報連携基盤の構築についても検討いただきたい。	一般社団法人 日本生命保険協会	内閣官房 総務省 法務省	引越しや死亡・相続の際に必要な行政や民間の手続について、本人等が行政機関や民間事業者に対して個別に手続を行っています。	住民基本台帳法 第22条、第23条、 第24条、第24条の 2、第25条 戸籍法 第86条	検討を予定	引越しや死亡・相続の際に必要な行政や民間の手続に係る国民の負担を軽減し、利便性を向上することを旨とし、ワンストップサービスを2019年度から順次開始できるよう検討を進めています。 行政機関においては、住所や死亡に関する情報は住民基本台帳や戸籍を通じて連携が図られており、ワンストップサービスに伴い新たな情報連携基盤の構築は予定していません。また、住民基本台帳や戸籍について民間事業者を情報連携の対象に含めることは予定していません。		
300928041	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	オンラインによる成年後見の登記事項証明書の交付請求に係る利便性向上について	【提案の具体的内容】 本人・成年後見人以外の親族に対しても、オンラインにて登記事項証明書の交付請求が可能となるよう、オンライン活用による利便性向上にお取組みいただきたい。 【提案理由】 ・現行では、本人の配偶者又は四親等内の親族(以下「親族」という)が本人に係る登記事項証明書の交付請求をオンラインで行う場合には、親族関係を証する書面として戸籍謄抄本等を添付する必要があるが、現時点では、オンラインで送信可能な電子化された戸籍謄抄本を発行している市区町村はないものと承知している。そのため、結果として親族はオンラインで登記事項証明書を取得することができない。 ・民法改正や「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に伴い、成年後見制度の利用が増加することが想定される中、戸籍謄抄本の電子化の普及が困難な場合には、何らかの手当て(※)を認めることによって、オンライン活用による利便性向上にお取組みいただきたい。 ※例えば、(1)一度書面にて登記事項証明書の交付請求をした親族については、親族関係の確認がとれているものとして、ID等を付与することで、一定期間は戸籍謄抄本の添付なしにオンライン請求を可能とする、(2)市役所等で取得した紙の戸籍謄抄本を、申請者自らが電子署名付きのPDFファイルに変換し、オンライン請求の際には当該ファイルの添付で足りるとする、ことが考えられる。	一般社団法人 日本損害保険協会	法務省	本人の配偶者又は四親等内の親族(以下「親族」という)は、登記官に対し、後見登記等ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができます。 登記事項証明書の交付請求は、書面又はオンラインで行うことができますが、親族が請求する場合には、申請人の資格を証する書面を添付しなければなりません。 親族が、オンラインにて登記事項証明書を請求する場合には、登記事項証明申請書に記載する事項に係る情報を、これについて電子署名を行い、送信しなければなりません。また、申請人の資格を証する書面に代わるべき情報であって作成者(認証を要するもの)については、作成者及び認証者)による電子署名が行われたものを併せて送信しなければなりません。	後見登記等に関する法律第10条第1項第3号、7号、後見登記等に関する省令第18条第1項第1号、第22条第2号、第25条第1項、第2項第1号	対応不可	戸籍謄抄本の電子化の普及が困難な場合に、何らかの手当を認められるかについては、例示のあった2案とも対応することはできません。 (1) 提案のありましたID等を付与することで、一定期間は戸籍謄抄本の添付なしにオンライン請求を可能とする案については、後見登記等に関する省令(以下「省令」という。)第18条第2項において、官庁又は公署の作成したものは、その作成後3月以内のものに限るとされており、仮に、その3月内に養子離縁等戸籍の変動があった場合には、ID等付与時の身分関係と齟齬が生じることとなるため、証明書の請求の都度、親族関係を証する書面として戸籍謄抄本等を添付する必要があります。 次に、(2)の市役所等で取得した紙の戸籍謄抄本を申請者自らが電子署名付きのPDFファイルに変換し、オンライン請求の際には当該ファイルの添付で足りるとすることについては、省令第18条第1項において、申請人の資格を証する書面として戸籍謄抄本の添付を求めているところ、申請人自らが電子署名付きのPDFファイルに変換した場合には、市役所等で発行された紙の戸籍謄抄本との相違の有無を確認する必要があり、当該ファイルの添付だけではその確認をすることができないことから、申請人の資格を証する書面に代るべき情報であって作成者及び認証者による電子署名が行われたものを送信していただく必要があります。 なお、戸籍謄抄本の電子化は市区町村の判断で実施するものであり、その普及については、当該で意見を述べることはありません。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
- ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 - :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928075	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	区分所有建物における建替え決議要件の緩和	<p>○ 提案の具体的内容と提案理由</p> <p>区分所有法により、区分所有建物の建替えを決議するためには、区分所有者数と議決権のそれぞれ5分の4以上の賛成が必要となる。昨今、大規模な自然災害が頻発する一方、昭和56年以前の旧耐震基準に基づく建物の老朽化が進行している。また、超高齢社会の到来や共働き世帯の増加等に伴い住宅ニーズの多様化もみられる。こうしたなか、特に旧耐震基準のマンション等の区分所有建物の建替え促進はわが国における喫緊の課題だが、区分所有者数(頭数要件)と議決権(議決権要件)の双方で5分の4以上の賛成が求められることが障害となっている。とくに頭数要件については、区分所有者が少ない建物の場合、議決権要件を満たすものの、少数の区分所有者が反対もしくは意向を表明しないことで、建替えが進まない状況を生んでいる。近年、所有者不明の不動産が社会問題となるなか、区分所有建物でも同様の問題が発生しており、厳格な決議要件を維持すると、今後建替えが一層困難になることが懸念される。</p> <p>そこで、区分所有建物の建替え決議要件について、①区分所有者数に関する要件の撤廃、②議決権要件について3分の2以上の賛成(都市再開発法に基づく市街地再開発事業と同等)への緩和を求める。この要望の実現が難しい場合には、規約による頭数要件の撤廃及び議決権要件の緩和を許容すべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、法務省からは、「建替え決議要件の緩和により、建替えに要する社会的・経済的コストが増大しても、各区分所有者が決議に賛成しなかった区分所有者からの買取費用の負担を考慮した上で建替えを実施する事例があり得るとはいえるものの、費用負担の問題が建替えを阻害する大きな要因として存在する以上は、建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとは思われず、上記のような事例があり得るということをもって、上記多数決で行うことの正当性の担保を減ずることは相当ではありません」との回答を得た。</p> <p>同回答は、頭数要件を維持すべき理由を回答していないほか、多数決要件が5分の4以上であれば適当で、3分の2以上であれば不適当ということについても回答がなく、規制の維持という結論ありきと言わざるを得ない。</p> <p>また、同回答は、「建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになる」として、決議に賛成しなかった区分所有者に対する買取費用が増額することを指摘しているが、仮に買取費用が増額したとしても、デベロッパー等の買取りを行う者は、建替え後の新築建物及び敷地に係る権利の取得を踏まえ、経済合理性のある取引として、買取りを行うものである。この取引金額が増額することをもって、社会的・経済的「コスト」が増大すると評価すること自体が不自然と言わざるを得ない。</p> <p>さらには、建替え決議が成立しやすくなることで、買取請求の対象となる区分所有者を増加させるという結論に帰着するかは不明である。法改正により決議要件の緩和がなされた後、区分所有者は、そのことを所与として、合理的な意思決定をするため、法改正前であれば建替え決議に賛成せずに買取請求の対象になった者が、法改正後においても賛成しないとは限らない。</p> <p>「建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとは思われない」とする点も実証的な裏付けを欠いている。決議要件が緩和されれば、法改正による建替え推進に向けたアナウンスメント効果も生じると考えられ、建替えの促進につながることも予想される。</p> <p>買取費用の問題を含む建替えのプロセスは、基本的には民と民の問題であり、区分所有者やデベロッパーが協議の上で決定していくものである。現状の決議要件の厳格さは、民間分野の自由な意思決定で行われるべきプロセスに対する制約となっている。</p> <p>以上より、所管省庁には本要望の再検討を求める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	現行の建物の区分所有等に関する法律は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	対応不可	<p>建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」といいます。)の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとつて、生活や社会経済活動の本拠にもなる区分所有権の処分を伴うものであり、各区分所有者の自由に任されている事項であり、本来であれば全員同意を要するものであることから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決の要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになります。</p> <p>そこで、区分所有法は、建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各5分の4としているところです(区分所有法第62条第1項)。</p> <p>ここで、多数決の基準として、議決権の割合のみならず区分所有者の人数も併用しているのは、区分所有建物等の管理又は使用に係る区分所有者の利害に関しては、共有物の管理という面を有することから各区分所有者の有する区分所有権の大きさ(議決権の大きさ)に比例する側面があると同時に、区分所有関係が一つの共同生活関係であるという側面を有することから構成員(区分所有者)の数を考慮すべきと考えられているためです。御提案において、区分所有者数に関する要件の撤廃や緩和が挙げられていますが、建替え決議は、上記のとおり、決議内容の区分所有者に与える影響が大きく、重要性が高いことから、区分所有者数要件を撤廃したり、この要件について規約で別段の定めができる範囲を拡大したりすることには慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、区分所有者数又は議決権要件の撤廃又は緩和の御提案のいずれについても、決議に賛成しなかった区分所有者の区分所有権の時価での買取りが予定されているとしても、その意思に反して区分所有権を失わせることになる以上、多数決要件に厳格性が求められることに何ら変わりはありません。例えば、御提案のように決議要件を緩和した場合には、相当数の区分所有者(3分の1に近い議決権を有する者)が建替えに反対しており、建替えをした場合のコストが増大することを理由として建替えに反対した者がいる場合にも、議決権の3分の2を有する者が賛成をすれば、建替えが可能になりますが、このような場合に、上記のような理由で建替えに反対した者の区分所有権を強制的に買い取ることがその者の財産権の保障との関係で正当化されるかどうかについては、財産権の保障との関係等を含め、慎重な検討が必要になるように思われます(この問題は、決議要件を緩和すればするだけ大きくなるものと考えられます。)。このように、反対者の区分所有権を強制的に消滅させるという重大な効果を伴う以上、区分所有建物の建替え決議要件の問題については、御指摘のように「基本的には民と民の問題であり、区分所有者やデベロッパーが協議の上で決定していくもの」と割り切ることはできないものと考えています。</p> <p>したがって、建替え決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p>	△	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928110	30年9月28日	30年11月1日	31年4月5日	安定的な外貨等調達手段拡充に向けた本邦カバードボンド法制の整備	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 日本には、現時点でカバードボンドに関する特別な法律はない。現在の法制度の下で担保付の社債を発行したとしても、発行体について会社更生手続きが開始された場合には、社債権者の有する権利が更生担保権となって会社更生手続きの外の担保権の実行が出来ない可能性が生じる為、カバードボンドの大きな特徴である、オリジネーター(発行体)からの倒産隔離を実現することが出来ない。 その為、現状の法制度の下、日本でカバードボンドを発行するのであれば、証券化等の手法を用いてストラクチャードカバードボンドとして組成せざるを得ない。</p> <p>【具体的要望内容】 法制カバードボンド整備に必要な特別法の制定。 ①発行体の適格性に関する規制 ②カバールール(裏付資産)に関する規制 □適格債券 □カバールの最大金額 □超過担保の金額 ③カバールの管理 □独立の監視人によるモニタリング ④オリジネーター倒産時の処理 □カバードボンド投資家が、カバールールからの優先的な弁済を確保できるように、カバードボンド法が会社更生手続きに優先して適用される旨の明確化 ⑤カバールールや主要契約の開示</p> <p>【要望理由】 海外金融機関が、安定的な調達ツールとしてカバードボンドの発行を活発化させ、特にリーマン危機以降にカバードボンド法制を導入する国が増加する中、G10諸国で所謂カバードボンドの発行実績がないのは日本のみ。 本邦金融機関グループによる外貨ビジネスの拡大に伴って、外貨流動性の確保が一段と重要になる中、競合するグローバル金融機関が保有するカバードボンド調達手法を本邦金融機関が持ち合わせていない現状は、外貨調達安定性・コストの観点から圧倒的劣位の状況。 欧州やアジア諸国などで導入が進んでいるカバードボンド法制の導入が本邦で実現されれば、発行体の信用に依存しない安定的な外貨調達ツールの獲得に繋がり、永年の課題であった本邦金融機関の外貨流動性の安定性向上が期待される。又、足許の環境では邦銀の円貨調達ニーズは低いものの、国内円市場での調達手段の多様化としての将来性も期待される。 法制度に基づかないストラクチャードカバードボンドでの発行も技術的には可能であるが、①格付け会社からの評価が劣後(格付け安定性が劣後)、②ストラクチャードカバードボンドがLCR適格資産に認められず、カバードボンド投資家の3割を占める欧州銀行投資家からの参加が見込めない、ことから、より強固な商品設計及び投資家層の拡大のために法制化の必要性は高い。</p>	都銀懇話会	金融庁 法務省	日本においては、欧州等で見られるようなカバードボンドの発行のための特別の法制整備はされていません。	—	検討を予定	<p>カバードボンドをめぐるのは、発行銀行が破綻した際、カバードボンド保有者は優先的に弁済を受けることができる一方、一般の預金者は弁済率の低下を通じて損失をこうむる可能性があるといった課題も存在するところです。</p> <p>特に、我が国においては、預金債権については、倒産法制上、倒産手続きにおいて優先的扱いを受けることができないことに留意する必要があります。</p> <p>また、更生手続きにおけるカバードボンドの取扱いに特例を設けることは、無担保債権者・担保権者一般の個別的権利を制限することによる更生手続の円滑な遂行に支障を生じる可能性があるといった課題も存在するところです。</p> <p>以上のことから、ご提案の事項については、慎重な検討を要するものと考えます。</p>		
300928120	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	役員・従業員宛株式報酬支払目的の親会社株式の保有	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 子会社は株式の保有を通じて親会社からの支配を受けているため、取得を自由に認めてしまうと、自己株式の取得と同様の弊害(会社財産の流出による債権者を害する恐れ、株主間の売却機会の不平等、反対派株主からの取得による取締役の会社支配の維持、相場操縦等の市場に与える影響など)が生じ得るため、子会社による親会社株式の取得は原則禁止されている。 自己株式の取得については、剰余金の分配可能額の範囲内で行うという量的規制がかけられているのに対して、子会社による親会社株式の取得については(親会社や兄弟会社と合算した規制が必要になるという点で)量的規制が複雑になるという理由により、取得自体が原則禁止とされている。</p> <p>【具体的要望内容】 会社法施行規則23条の子会社による親会社株式の取得の例外規定に「役員・従業員宛支給目的の場合」を追加。</p> <p>【要望理由】 特に日本国外においては、役員・従業員宛に支払う賞与の一部を株式とすることがあり、現地当局も株式報酬を推奨しているケースがある(例:EU各国、米国)こうした現地での報酬慣行に対応し現地役員・従業員にとって魅力ある報酬制度を実現すると共に、現地当局や国際報酬規制に適切に対応できるよう、現行法令の一部緩和を要望する。</p>	都銀懇話会	法務省	子会社は、原則として、その親会社の株式を取得してはならないこととされており(会社法第135条)、現行法上、子会社が役員又は従業員に報酬として付与する目的で、その親会社の株式を取得することはできません。	会社法第135条 会社法施行規則第23条	対応不可	<p>現行法においても、子会社は、その役員や従業員に対し金銭を付与し、その役員や従業員をして、親会社による募集株式の発行等の引受人となり当該金銭を払い込ませることによって、報酬として親会社の株式を付与することが可能です。 役員又は従業員に対する支給目的の子会社による親会社の株式の取得を会社法施行規則第23条の例外として追加すべきかどうかについては、会社法第135条の趣旨を損なうことがないかという観点や、その実務上の必要性、合理的な財源規制の実現可能性を踏まえた、慎重な検討が必要であると考えております。</p>		
300928181	30年9月28日	30年11月16日	30年12月18日	外国人正社員の受け入れ促進について	<p>現在、「技術・人文知識・国際業務」のビザにて就労している正社員はいるものの、「技術」なら実務10年以上、「人文知識」なら大学卒業以上の通訳等、細かい限定要件があり多くの人材を雇用することが困難である。製造の現場にて、日本人と同じように働きながら、作業、技術、衛生管理等をマスターし、同じ外国人従業員に教育指導することができる新たな就労ビザの新設をご検討いただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 農林水産省	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で行うことができる活動については、出入国管理及び難民認定法別表第1の2に、また、同在留資格に係る許可基準については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令に定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、別表第1 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項	検討に着手	<p>製造業においても、従事しようとする業務が出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」等に該当し、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の要件に適合する場合には、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を決定して入国・在留を認めています。 また、「骨太の方針2018」において、「真に必要な分野に着目し、移民施策とは異なるものとして、外国人材の受け入れを拡大するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受け入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する」とされたことを受けて新たな在留資格「特定技能」を新設する出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が第197回国会(臨時会)で成立し、平成31年4月の施行に向け、準備を行っています。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928182	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	外国人技能実習生該当職種拡大について	外国人技能実習生の該当職種の規制緩和について、国際貢献の立場として、母国の産業発展に貢献できる技能か否かで、判断をしていただきたい。現在、惣菜製造業で外国人実習生の受け入れを行っているが、調理種等の製麺業やデザートは認められていない、認められていない業種も様々な技能が習得できる工程がある。様々な商品を製造する経験は、母国の発展に寄与するものとする。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省令第3号)技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領(平成30年3月20日付け開発0320第14号)	現行制度下で対応可能	技能実習制度は技能移転による国際協力を制度趣旨としていることから、2号移行対象職種の追加の要件として、「送出国の実習ニーズに合致すること」を求めておりません。具体的には、送出国の中央政府の行政機関が発行した要請書であり、当該送出国における職業能力開発又は産業政策を所管する部署の責任者名で発行されたものが提出されることが必要となります。送出国において、母国の産業発展に貢献できる技能か否かも含めてご検討いただいた上で、当該要請書が発行されるため、ご要望の点については既に現行制度下で対応しているものと考えます。今後具体的なご相談があった場合には、業所管省庁と連携の上、適切に対応してまいります。			
300928184	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	外国人留学生の労働時間上限の拡大について	資格外活動許可を得た外国人留学生は1週につき28時間以内の労働と定められている。例外的にそれ以上を認められる方法もあるが、手続きの観点から一般的であるとは言えない状況である。日本人学生においては通常の労働者と同様に週40時間の労働が可能であるため、留学生についても原則40時間を認めていただけると、人手不足解消の一手となると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	資格外活動許可は、外国人留学生の本来の活動である学業を阻害しない範囲で許可されるものであるため、1日当たりのフルタイム勤務8時間の半分である4時間を算定の基礎とし、これを7日間行うという考え方にに基づき、包括的に資格外活動許可を認める範囲を1週につき28時間以内としているところである。外国人留学生の資格外活動については、外国人留学生の本来の活動である学業に支障が生じない範囲で認めるべきであることから、日本人学生と異なり、稼働時間に制約が設けられています。	対応不可	留学生に対する包括的な資格外活動許可の範囲を週28時間より拡大した場合、本来の在留活動である学業と資格外活動であるアルバイトとの主従が逆転し、本来の在留活動である学業が従たる活動となるおそれがあるため、留学生に対する包括的な資格外活動許可の範囲を週28時間より増やすことは、現在、想定しておりません。			
300928185	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	就労ビザの適用拡大について	外国人留学生が卒業後も日本で働く場合、在留資格の変更が必須となるが、小売業に従事する場合はどの資格にも該当しないため、働き先が見つからず帰国する場合もある。「技術・人文知識・国際業務」の解釈を拡大し、留学生の雇用機会を拡大していくことが、小売業における慢性的人手不足解消に寄与するものとする。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動であり、小売業における一般的な接客販売等を行う活動は当該在留資格に該当しません。	対応不可	小売業における単なる接客等については、そもそも「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動とは認められませんので、解釈の拡大によって対応できるものではありません。			
300928186	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	配送ドライバーの免許要件の緩和について	昨今、ドライバー不足の状況が逼迫している。労働人口減少・若年層の車離れ等の社会的傾向から止むを得ない状況ではあるが、この状況を打開する一策として外国人ドライバーを雇用したい。しかし、外国人の「在留資格」に規定される活動内容に職業としての車両の運転がなく、永住・定住権取得等の方法もあるが難易度が高く実質的に外国人ドライバーの雇用は不可能である。したがって、是非とも「在留資格」の活動内容に「営業用配送車両の運転」を加えていただきたい。併せて、外国にて取得した運転免許証については、その免許証を日本の免許証へ切り替えるための負担を考慮し、国際運転免許証等、外国にて取得した免許証により日本国内で運転可能な期間を、外国にて取得した免許証の有効期間内であれば1年を超えても可能としていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 法務省 国土交通省	【法務省】外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています(身分・地位にかんする別表第二の在留資格を除く)。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。 【警察庁】外国等の免許を保有する者が我が国において自動車等を運転するには、大きく分けて2つの方法があります。1つ目は、国際運転免許証等が運転する場合です。1949年の道路交通に関する条約(以下「ジュネーブ条約」という。)の締約国が発給する同条約に定める様式の国際運転免許証を所持する場合には、我が国に上陸(一定の場合を除く。以下同じ。)をした日から1年間、当該国際運転免許証で運転することができます(道路交通法第107条の2)。また、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給していない国・地域であって、我が国と同等の水準の運転免許制度を有すると認められる国・地域(エストニア、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾)の運転免許証(以下「外国運転免許証」という。)に、一定の者が作成した日本語による翻訳文を添付していれば、我が国に上陸をした日から1年間、当該外国運転免許証で運転することができます。2つ目は、外国等の免許を保有する者が運転免許試験の一部免除(いわゆる外免切替)であり、学科試験及び技能試験が免除されます。)の手続きをして、我が国の免許を取得して運転する場合です。この手続きにより免許を取得するためには、当該外国等の免許を取得後、通算して3か月以上当該外国等に滞在していた者が、道路の交通の方法その他の自動車等の運転に関する知識の確認、自動車等の運転経歴の確認、自動車等の運転に関する技能の確認を受ける必要があります。これら知識・技能の確認は、通常の運転免許試験よりも簡易な方法となっています。さらに、我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等にあっては、これら知識・技能の確認が免除されています。	対応不可	【法務省】ドライバーとして就労する外国人の受入れについては、まずは業界におけるコンセンサスの形成状況も踏まえた上で労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響等も含めた幅広い観点から、政府全体で検討していく必要があるものと考えています。 【警察庁】道路交通法第107条の2において、国際運転免許証又は外国運転免許証によって我が国で運転できる期間を上陸後1年間としているのは、我が国が締結している道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)において、有効期間が1年間とされているためです。同条約は、短期滞在者の便益のために1年間に限って国際運転免許証による運転を認めたものと考えられます。したがって、1年を超えて滞在する者が引き続き自動車等を運転しようとする場合には、我が国の免許を取得する必要があります。なお、外国等の免許を保有する者が我が国の免許を取得する方法については、制度の現状で説明しているとおり、運転免許試験の一部免除の手続きがあり、日本の運転免許試験を受けて取得するよりも簡易な方法で免許を取得することができます。			
300928232	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	自動宅配ロボ活用に向けた航空法等の改正について	現在、空中を飛行するドローンでは夜間飛行、目視外飛行、私有地上空(電車の駅や線路、山林を想定)、一部自治体の公園、公共施設等の上空での飛行が禁止されており、過疎地や限界集落等への運搬のため一部規制緩和の必要があるため、ご検討をいただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 国土交通省	【法務省】民法には、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」と規定されています。 【国土交通省】航空法において無人航空機を飛行させる者は定められた方法により飛行させなければならないとされており、ご提案いただいている飛行内容のうち明確に航空法で定められた夜間飛行及び目視外飛行については、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣による承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができることとなっております。	現行制度下で対応可能	【法務省】私有地上空における小型無人機の飛行については、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、今後の検討項目として、「小型無人機の飛行と土地所有権の関係」が挙げられており、法務省としても、民事基本法制を所管する立場から、関係省庁と連携して、引き続き検討してまいります。 【国土交通省】夜間飛行及び目視外飛行の承認が必要な場合にあっても、例えばあらかじめ決まった場所において飛行を行う場合には、適切な安全性の確保を前提に1年間の包括承認を行うなど、柔軟な対応を実施しており、既にその実績もあります。したがって、今回ご提案いただいた夜間飛行及び目視外飛行については、個別にご相談いただければ現行制度下においても対応可能です。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301002001	30年10月2日	30年11月16日	30年12月18日	角印の使用について	<p>行政手続きを行う際、丸形の認印は認めるが、角形の認印は認めない役所が多い。特に、法務局の商業登記と不動産登記に用いる印鑑のうち、登録印鑑でなくても構わない印については、丸形の印が求められ、角形の印の場合は補正が命じられている。</p> <p>しかしながら、裁判所における訴状や答弁書、差押申立書においては、法人名のみ角印であっても、「代表者として通常使う印鑑」であれば、そのまま使用することができる。</p> <p>法務省においては、昭和22年までは、登記事務は裁判所が行っていたものであり、当時は角印でも通用したのであるから、法務局における角印の取扱いについては、丸形の認印と同様に扱うものとして、見直しをするべきである。</p> <p>具体的には、不動産売買登記における買主の印鑑は、登録された代表者印でなく、代表者の認印(丸印)でも認められているのであるが、これについては、会社名の角印でも良しとするべきである。</p>	個人	法務省			事実誤認	制度の現状に記載のとおりです。		
301005001	30年10月5日	30年11月16日	30年12月18日	建物滅失登記、建物保存登記の独占業務の開放	<p>建物を取り壊して、新しく建築する場合、次の手続きが必要となる。</p> <p>(1)滅失登記 (2)表題登記 (3)保存登記</p> <p>(1)については、土地家屋調査士の独占業務となっている。これは、更地になった状況を確認し、解体業者の解体証明書と印鑑証明書を添付して、法務局に建物滅失登記をする手続きである。</p> <p>(2)についても、土地家屋調査士の独占業務となっている。これは、建物全体の構造(瓦葺き2階建てなど)と、床面積のほか、各階の床面積の分かる図面を添付して申請する手続きで、登記簿の表題部に記載される。このとき、表題部には、所有者についても登記をすることになるが、これについても土地家屋調査士の独占業務である。</p> <p>(3)については、司法書士の独占業務となっている。これは、建物の所有者を、登記簿の権利部(甲欄)に記載する手続きで、権利証(登記識別情報)が発行される。このとき、図面などの技術的な作業は全く伴わない。</p> <p>このように、取り壊してから建て直して、権利証の発行を受けるまでの手続きに、3つの登記が必要となり、資格者も土地家屋調査士と司法書士に、別個に依頼しなければならぬ。</p> <p>(1)は、単に取り壊された事実を登記するだけで、測量など技術的なことは全く伴わない。ゆえに、土地家屋調査士の独占業務とするほどのことではない。取り壊した建設業者や、司法書士、建築士が代行しても、何ら差し支えないはずである。実態として、更地になっていることを確認するだけの作業であるのに、取り壊し後の更地の広さが50平米と100平米で、依頼する費用が異なるという実態は、全く一般社会の常識を逸脱していると言えない。</p> <p>(2)は、図面作成が伴うため、一見して土地家屋調査士の独占業務として問題ないようではあるが、建物を設計監理した建築士や、測量士などであっても手続きは十分に可能である。</p> <p>(3)は、測量などの技術的な作業は全く必要ないので、土地家屋調査士や建築士が(2)のついでに行っても、何ら差し支えない手続きである。</p> <p>このように、建築士や測量士(国交省系の資格)が登記に関与できないことや、土地家屋調査士や司法書士(法務省系の資格)でも表題部と権利部という資格制度の縦割りのために、無駄な事務と費用が生じているので、それぞれ資格者の付随業務などとして扱えるように、行政による解釈を見直すべきである。</p>	個人	法務省	<p>不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量及び不動産の表示に関する登記の申請手続について代理することは、土地家屋調査士法第3条第1項第1号及び第2号において土地家屋調査士の業務とされており、同法第68条第1項により土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人でない者がこれらの事務を行うことを業とすることはできません。</p> <p>また、登記に関する手続について代理することは、司法書士法第3条第1項第1号において司法書士の業務とされており、同法第73条第1項により司法書士又は司法書士法人でない者がこれらの事務を行うことを業とすることはできません。</p>	土地家屋調査士法第3条第1項第1号、2号、第68条第1項 司法書士法第3条第1項第1号、第73条第1項	対応不可	<p>国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、表示に関する登記手続の代理や表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量は土地家屋調査士の、権利に関する登記手続の代理は司法書士の、それぞれ独占業務とされています。</p> <p>これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき、土地家屋調査士については、土地家屋調査士法第6条に基づき、それぞれ試験が実施され、それぞれの業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護や明確化に資することとしていることによるものです。</p> <p>そのため、このような制度的な能力担保がされていない資格者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301009002	30年10月9日	30年11月16日	30年12月18日	オンライン手続きにおける行政書士の取扱いについて	<p>オンライン手続きにおける利便性の向上策の一つとして、「オンライン手続きの利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)において、各府省は、事業者が手続きを代理する場合に、事業者が原本や添付書類を確認することにより、当該原本の提示や当該添付書類の提出を省略することを可能とすることを検討し、実施することとされている。</p> <p>しかるに、国土交通省の宅地建物取引業申請、建設業申請、自動車登録申請、法務省の帰化申請、在留許可申請など、行政書士の代表的な業務に関しても、全く検討すらされていない。</p> <p>特に、法務省においては、司法書士に対して登記関連の緩和措置を講じる検討のみが進められているが、上述の行政書士関連は全く検討されていないのである。この原因は、法務省が司法書士を所管しているのに対して、行政書士を所管しているのが総務省であることから、いわば身内ではないので、行政書士法に関する理解が十分でないためと考えられる。</p> <p>そこで、少なくとも上記手続きに関しては、行政書士に関して検討を進めるべきである。</p> <p>あわせて、総務省においては、行政手続きの国家資格者である行政書士に依頼する権利が国民にあることを、各省庁に通知し、各省庁における行政書士に対する理解を深めることで、オンライン手続きにおける行政書士制度の推進を図って頂きたい。</p>	個人	警察庁 総務省 法務省 国土交通省	<p>【法務省】 (国籍法関係) 帰化申請は、申請者の帰化意思を直接確認する必要があることから、「帰化申請は、申請をしようとする者が自ら法務局又は地方法務局に出頭して、書面によつてしなければならない。」と規定されており、任意代理による申請は認められていません。</p> <p>〈(出入国管理及び難民認定法関係) 所属する行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た行政書士は、外国人本人に代わり申請を取り次ぐことができ、外国人本人が自ら出頭して申請を行うことを要しません。</p> <p>【国土交通省】 〈建設業申請〉 建設業法第5条において一般建設業の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあっては国土交通大臣に、一つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に許可申請書を提出しなければならない。また、建設業許可については現時点で申請の電子化がなされていない。</p> <p>〈宅地建物取引業申請〉 宅地建物取引業法第4条において、宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、免許申請書を提出しなければならないとされています。また、宅建業免許については現在、申請の電子化がなされておりません。</p> <p>〈自動車登録申請〉 自動車登録申請におけるオンライン手続きである自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)では、自動車の登録手続、保管場所証明手続、自動車諸税に係る手続を一括して電子申請することが可能となっており、OSSで申請する場合には、原則、書面での原本の提示又は添付書類の提出は必要としておりません。 なお、一部手続の添付書類については電子化されていないことから、書面での提出が必要となっております。</p>	<p>国籍法施行規則第2条第2項</p> <p>出入国管理及び難民認定法第7条の2、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第61条9の3</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、第20条、第21条、第22条、第24条、第59条の6</p> <p>〈建設業申請〉 建設業法第5条 建設業法施行規則第2条</p> <p>〈宅地建物取引業申請〉 宅地建物取引業法第4条 宅地建物取引業法第4条 宅地建物取引業法施行規則第1条、第1条の2</p> <p>〈自動車登録申請〉 該当法令無し</p>	<p>【法務省】 (国籍法関係) 帰化申請は、任意代理による申請は認められておらず、任意代理による申請の際に添付書類を省略するという御提案に対応することはできません。</p> <p>〈(出入国管理及び難民認定法関係) 平成30年度からオンライン申請手続の一部を開始することとしており、当該開始に向けて具体的な制度設計やオンラインシステムの詳細の検討等、所要の準備を進めています。</p> <p>オンライン申請の主体となる在留外国人の所属機関については、外国人雇用状況届出等を履行しているなど、一定の要件を満たす機関に利用を認めることを想定していますが、行政書士等の方々から申請取次制度の下で果たされてきた役割をも踏まえながら、オンライン申請手続における申請取次制度との関係を含め、具体的な要件について現在検討しています。</p> <p>【国土交通省】 〈建設業申請〉 建設業許可については現時点で申請の電子化がなされていないため、ご指摘のオンライン手続における事業者による原本や添付書類の確認手続については今後の検討課題と認識しております。</p> <p>〈宅地建物取引業申請〉 宅建業免許については現在、申請の電子化がなされていないため、ご指摘のオンライン手続における事業者による原本や添付書類の確認手続については今後の検討課題と認識しております。</p> <p>〈自動車登録申請〉 OSSで申請する場合、原則、添付書類を電子化しオンラインで送付頂くことで、書面での原本の提示又は添付書類の提出は不要となります。 なお、電子化されていない添付書類については、今後、添付書類の電子化に向け、その可能性について検討を行ってまいります。</p>			
301013001	30年10月13日	30年11月16日	30年12月18日	司法書士と行政書士	<p>1 行政書士に登記申請代理権を付与 内容 司法書士が独占している登記申請代理業務を行政書士ができるようになる。 理由 司法書士は数が少なく、また敷居が高く報酬も高い。 効果 全国津々浦々に事務所を構える行政書士によって、所有者不明土地問題の解消の促進、会社法人設立の活性化の促進が期待される。</p> <p>2 強制加入制度の廃止 内容 司法書士、行政書士は、それぞれの会に加入しなければ業務を行えないが、加入しなくても業務を行えるようにする。 理由 ICTに通暁している司法書士、行政書士は少数であるが、司法書士会、行政書士会は、ICTが得意な司法書士、行政書士に合わせた会務を行っており、ICTに通暁している司法書士、行政書士は能力の発揮を妨げられている。 効果 ICTに通暁している司法書士、行政書士の能力発揮を促すことにより、行政事務のICT化、AI化の進展を促し、行政事務の拠点の削減、人員の削減、処理効率の向上が期待される。</p>	個人	法務省	<p>1について 登記に関する手続について代理することは、司法書士法第3条第1項第1号において司法書士の業務とされており、同法第73条第1項により司法書士又は司法書士法人でない者がこれらの事務を行うことを業とすることはできません。</p> <p>2について 司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する司法書士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならないとされています(司法書士法第8条第1項)。</p>	<p>司法書士法第3条第1項第1号、第8条第1項、第73条第1項</p>	対応不可	<p>1について 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています。 これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護や明確化に資することとしていることによるものです。 そのため、このような制度的な能力担保がされていない資格者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。</p> <p>2について 司法書士となる資格を有する者が司法書士の業務をするについて、司法書士名簿に登録を受けなければならないとされている趣旨は、司法書士を国家資格制度とし、これに業務独占を認めたことに伴い、司法書士の業務を適正に行うことができる適格者を把握し、その者のみ司法書士としての業務を行うことを認めるため、司法書士であることを公証することにあります。 上記の趣旨からすれば、司法書士名簿に登録を受けることを必要としていることは、現状においても、なお、相当性、妥当性を有しており、これを改める必要はないものと考えます。 なお、提案理由に記載されているような実情があるとは承知していません。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301014001	30年10月14日	30年11月16日	30年12月18日	自己信託の受益者について	<p>自己信託の設定(信託法3条1項3号)において、委託者兼当初受益者(以下、「設定者」と記載します。)が当初受益者を兼ねていても、残余財産の受益者(信託法182条1項1号)又は後順位の受益者が定められている場合、自己信託の設定は有効であることを確認させていただきたいと思ひます。専門家及び公証人の間において、信託法8条、163条1項2号を根拠として不可能であるという声があります。特に公証人から拒否されてしまうと、自己信託の効力が発生しない(信託法3条1項3号)ので支障があります。</p> <p>想定される経済的又は社会的な効果 1、設定者が個人(父)の場合、自身が管理できる間は受託者として管理して、当初受益者として利益も得ます。設定者が認知症になったら、又は〇〇歳になったら予め決めておいた後任の受託者(長男)に変更し、設定者死亡によって、残余財産の受益者(長男)に財産が帰属させたい、という社会的ニーズがあります。 経済的効果として、中小企業の事業承継について、オーナー(代表取締役役員及び100%株主)が事業承継について決められないうちに認知症などの疾患や相続が起きた場合、事業の混乱や廃業の危険がある事例において、自己信託の活用により、財産(不動産や預貯金、中小企業の株式)及び事業の凍結予防が挙げられます。 なお、詐害信託など違法行為が許されないことは前提とします。</p> <p>2、設定者が法人の場合、 設定者が中小企業の株式会社の場合、オーナー株主が自社株式について自己信託を設定し、当初受益者もオーナー株主とします。残余財産の受益者又は後順位の受益者は、オーナー株主の相続人などとなります。その後、オーナー株主が受益権を一般社団法人に売買契約で移転し、受益者は一般社団法人となります。単に事業承継を行うのではなく、現社長が引退しなくても、子会社又は親会社の社長として経営を行いつつ、株の受益権は一般社団法人に渡しているためオーナーの相続などに対応することが出来ます。その際は組織再編税制を利用します。早く事業承継をといわれても、一線を退くには躊躇する経営者のニーズに応えることができます。</p>	一般社団法人日本信託協会	法務省	<p>当初受益者を委託者兼受託者自身と指定している自己信託であっても、受益権を事後に第三者に売却又は譲渡することを予定しているものは有効であると解されています。</p> <p>ただし、自己信託であるか否かにかかわらず、信託は、受託者が専ら自らの利益を図ることを目的としてはならないとされているため(信託法第2条第1項括弧書き及び同法第8条)、受託者が全受益権を固有財産で取得した状態が1年間継続した場合は、当該信託は終了するとされています(同法第163条第2号)。</p> <p>信託が終了した後、信託行為に残余財産受益者が定められている場合は、残余財産は、当該残余財産受益者に帰属することになります(同法第182条第1項)が、信託行為に残余財産受益者の定めがあること、当初受益者を委託者兼受託者自身と指定している自己信託の有効性との関連性はないものと考えられます。</p>	信託法第2条第1項、第8条、第163条第2号、第182条第1項	事実誤認	<p>自己信託であって当初受益者を委託者兼受託者自身と指定しているものでも、受益権を事後に第三者に売却又は譲渡することを予定しているものは有効である一方で、受託者が全受益権を固有財産で取得した状態が1年間継続した場合は、当該信託は終了するとされています(同法第163条第2号)。ただし、1年間という期間は、受託者が全受益権を固有財産で取得した状態を解消するための猶予期間という趣旨であるため、このような状態は速やかに解消することが望ましいと考えられます。 なお、残余財産受益者の指定があるか否かは、当初受益者を委託者兼受託者自身と指定している自己信託の有効性との関連性はないものと考えられます。</p>		
301107001	30年11月7日	30年12月10日	31年1月25日	登記されていないことの証明申請書の書式改善	<p>登記されていないことの証明書は、建設業許可申請などの添付書類として取得する場合、役員全員分が必要となる。このとき、「請求される方」「証明を受ける方」の欄があり、本人が請求する場合は、いずれも同じ内容を記載することになる。「証明を受ける方」の欄に、住所と氏名を記載している場合は、「請求される方」の欄に「証明を受ける方」と同一というチェックボックスを設けて、請求者の住所氏名の記載が省略できるようにするべきである。特に、建設業申請や宅建業申請で、役員全員から委任状をもらい、従業員が法務局に出向いた場合、次の事態が生じる。</p> <p>1. カウンターに設置された用紙をもらう。 2. 「請求される方」欄に、役員の住所氏名を記載する。 3. 「代理人」欄に、従業員の住所氏名を記載して押印する。 4. 「証明を受ける方」欄に、役員の住所氏名と生年月日を記載する。 この作業を、役員がたとえば5名以上いた場合、相当な記載量になり、記載時間に30分程度を要し、健常者でも手がいたくなる。よって、重複する記載内容については、省略できるように配慮して頂きたい。</p> <p>なお、住所氏名などが記入できるPDFデータが法務省によって、ホームページで公開されているが、ウインドウズ10で入力作業をしたところ、ファイルをパソコンにダウンロードから編集しようとすると、なぜか文字が記入できてもエンターキーで確定できなかった。また、枠内に記載するフリガナなどは、枠から外れて記入されてしまう現象となる。</p> <p>これは、パソコンの環境によるものと思われるが、特定の環境で無ければ編集できないのであれば、その規格をホームページに記載して頂くとともに、PDF以外のワードや一太郎といった登記書式コーナーで用いられている各種データファイルによっても公開して頂きたい。</p> <p>最後に、法務省は本件も含めて、ほとんどの申請にあたって捺印を求めている。市町村役場と同様に、自署をしている場合は、捺印は不要とする見直しを進めるべきである。</p>	個人	法務省	<p>①登記されていないことの証明申請書には申請人の氏名又は名称及び住所並びに申請人の資格並びに証明の対象となる者の氏名及び住所等を記載する必要があります。</p> <p>また、編集できる登記されていないことの証明申請書のPDFファイルについては、ホームページにおいて、編集等の対応が可能な規格を記載していません。</p> <p>②登記されていないことの証明申請書については、PDF以外のワードや一太郎等の形式での公開は行っていません。</p> <p>③登記されていないことの証明申請書については申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければなりません。記名押印に代えて署名のみがされているときであっても、これを補正することは要しません。</p>	後見登記等に関する省令第17条 後見登記等に関する事務の取扱について(通達)第3の1の(3)	①検討を予定 ②対応不可 ③事実誤認	<p>①登記されていないことの証明申請書の様式の変更や登記されていないことの証明書のPDFファイルの規格のホームページへの記載については、その必要性も含め検討を行っていきます。</p> <p>②登記されていないことの証明申請書については、自動読取装置で機械処理をしているため、指定された場所に文字が記載されていないと読取りができなくなり、事務処理に支障を来す恐れがあることから、PDF以外のワードや一太郎といった文字の位置等を変更できるデータ形式での登記されていないことの証明申請書の各種データファイルの公開は予定していません。</p> <p>③制度の現状でも述べたとおり、登記されていないことの証明申請書に申請人又はその代表者若しくは代理人が署名しているときは、押印がなくても補正を求めることはありません。</p>	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301116003	30年11月16日	30年12月10日	31年1月25日	商業登記における住民票コードの使用	不動産登記の場合、住民票に記載されている住民票コードを申請書に記載すれば、住民票の添付を省略することができる。しかしながら、商業登記の場合、取締役の就任にあたって、住民票コードを記載しても、住民票の添付を省略することはできない。そこで、商業登記においても、住民票コード又はマイナンバーの記載による添付の省略を認めるべきである。ところで、上述の住民票は、本人の存在を確認するためとして添付する書類であるから、司法書士が職権で住民票を取り寄せることは禁じられている。ところが、市町村役場にそのような通達を法務省民事局は発出しておらず、注意喚起もしていない。そのため、登記のためと記載すれば、職務上請求書により発行をしてしまう体制となっているから、司法書士会に対してのみではなく、全国の市町村役場に対しても、注意喚起をするべきと思うので、併せて提案する。	個人	法務省	【住民票の添付の省略について】 設立の登記又は取締役等の就任(再任を除く。)に関する登記の申請書には、登記の申請書に当該取締役等の印鑑証明書(市町村長が作成したもの)を添付する場合は除き、取締役等の就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(以下「本人確認証明書」といいます。)を添付する必要があります。 本人確認証明書として住民票記載事項証明書(住民票の写し)を添付することができますが、住民票コード又はマイナンバーを記載することにより、本人確認証明書の添付を省略することはできません。	商業登記規則第61条第7号	検討に着手	頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、住基ネットを活用して本人確認情報の提供を受けるためには、住民基本台帳法の改正が必要となります(同法第30条の9、別表第1)。		
301123001	30年11月23日	30年12月10日	31年1月25日	収入印紙貼付台紙、原本証明の廃止	(1)不動産登記や商業登記をする場合、収入印紙貼付台紙を申請書末尾に添付して、契印を押さなければならない。しかしながら、この最後のページに契印を押すという作業は、一般市民にはなかなか理解できないものであり、この契印の押し忘れによる補正呼び出しは、知る限りでも多数ある。 しかも、貼付するだけのために、用紙を1枚使うとしても、年間の紙での申請件数からすれば、膨大な枚数と手間になる。さらに、この貼付台紙は、申請書の後ろに隠れてしまうため、法務局職員によって不正に印紙台紙を抜き取られても、すぐには気付かない。(2011年には、法務局職員による印紙盗難事件があった。) そこで、契印を廃止しないのであれば、登記申請書の裏面に貼付しても構わないとする取扱いにするべきである。 (2)登記の添付書類を還付してもらいたい場合、原本証明を付したコピーを添付しなければならない。原本証明とは、「原本と相違ない。(記名押印)」といった記載をして、ページが複数の場合は、ページ間に契印を押すというものである。しかし、この作業は法務局独特のものであって、一般市民には理解が難しく、補正により呼び出されることになる。 しかも、理解している者であっても、手間のかかる作業である。 一方、登記官としては、コピーに原本証明があったとしても、原本との比較確認作業については、さして手間が軽減するものでもない。むしろ、原本確認したことを、申請書かコピーの余白に、登記官が記名押印をして保管すれば済むことである。そこで、原本証明といった登記所独特の手続きは、その必要性を再度検証し、可能な限り廃止するべきである。	個人	法務省	(1)登記申請書が複数に及ぶ場合には、各用紙のつづり目に契印をしなければならないとされています。 (2)申請書の添付書面の原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならないとされています。	(1)不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第46条第1項、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第35条第3項 (2)不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第55条第2項、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第49条第2項	対応不可	(1)登記申請書が複数に及ぶ場合に契印を求めている目的は、作成された申請書の一部を破棄又は追加するなどして不正な登記の申請がされることを防止するほか、連件申請等の場合に、どの申請に対して納付するかを明確にすることにあり、収入印紙が貼付された台紙に契印をしない取扱いとすることは困難です。 なお、申請書の裏面に収入印紙を貼付することについては、法令上制限されたものではありませんが、登記官は、登録免許税の納付の事実を確認した後は、当該収入印紙を判明に消印しなければならないとされており、裏面に収入印紙を貼付した場合であって、その表面に申請情報が記載されていたときには、消印によって当該申請情報が見えなくなるおそれがありますので、別途、収入印紙貼付台帳を申請書に添付し、当該台帳に収入印紙を貼付するよう求めています。 (2)申請書の添付書面の原本の還付を請求する際に、その謄本に原本に相違ない旨の記載を求めている目的は、登記の完了後、当該登記の申請が適法にされたかを調査する際に、還付した書面の写しが申請人本人が提出したものであること(申請人の請求により原本還付がされた結果、その写しが保存されていること、原本は申請人に還付されたこと)が明らかとなるようにすることにあるため、原本と相違ない旨を記載する取扱いを廃止することは困難です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301126001	30年11月26日	30年12月10日	31年1月25日	相続登記の司法書士独占からの開放	平成30年11月に、全国一斉で各地の法務局から、長期相続登記等未了土地解消作業の入札が開始された。これまで、公共の登記事務については、司法書士関係団体のみが受託できたが、今回は戸籍法第10条の2第3項に定められた行政書士や税理士も、入札可能とされた。結果、数次相続の場合、通常は1件10万円に諸経費を加算して請求するところ、司法書士の平均報酬額を大幅に下回る1件2万円から2.5万円での落札となっている。全国には、公共嘱託司法書士協会と呼ばれる司法書士団体が存在し、今回の入札においても積極的に低価格で落札しているが、それらの報酬額表と対比して頂ければ、およそ4分の1以下となっていることが確認できる。すなわち、これまで司法書士の独占とされていることで、国民は4倍以上の高止まりした代理人費用を、負担していたのである。よく考えて頂きたい。1平米20円の山林が1000平米あったとして、その相続登記のために、司法書士に5万円も10万円も支払うだろうか。宅地だけ相続登記をして、山林は放置するなど、実務では当然に行われていることである。一方、遺産相続のための家系図作成は、行政書士の本来業務とされている。(平成22年12月20日最高裁第一小法廷判決)そのため、例えば大阪の場合、地方自治体からの依頼を受けて、行政書士会が相続人調査を行い、それに基づいて固定資産税が課税されている。何ら問題なく、相続人調査は行われており、この成果を生かして、自治体が相続人に働きかけて嘱託登記をすれば、問題なく相続登記に対応できるのであるが、法務省はこれすらも必要ないとしている。このように、登記を司法書士法で独占させると、資格者人数に限られる関係で、報酬額が高止まりする傾向にあり、結果として価値の低い山林が放置される。よって、相続登記については、行政書士にも付随業務として開放するべきである。	個人	法務省	登記に関する手続について代理することは、司法書士法第3条第1項第1号において司法書士の業務とされており、同法第73条第1項により司法書士又は司法書士法人でない者がこれらの事務を行うことを業とすることはできません。	司法書士法第3条第1項第1号、第73条第1項	対応不可	国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています。これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することとしていることによるものです。そのため、このような制度的な能力担保がされていない資格者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。		
301201012	30年12月1日	31年1月22日	31年2月28日	遺言執行者による相続登記の解禁	(1)現状、遺言執行者が指名されており、たとえば長男に不動産を相続させる旨の遺言があっても、遺言執行者が申請者となって所有権移転登記をすることは認められておらず、長男が単独で申請をしなければならぬ状態となっている。ところが、相続財産が山林などである場合、あえて名義変更をする意味がなく、放置される傾向にある。特に、相続人が登記に慣れていない場合は、山林を所管する遠方の法務局まで平日に出向いて、1回20分だけの相談を繰り返し、何度も往復をしなければならぬ。しかも、相続人が80歳を超えていても、家族が代理で相談するのはダメで、代理は司法書士でなければならないとして断られるのが実態である。この点、法務省は電話相談をしているというが、実際には電話では法務局までの交通手段などが答えてもらえない。また、ウェブサイトからのメール相談についても、高齢者はそこまでとり着かないようにほとんど案内がされておらず、そもそも文字をタイプして相談を適切に書くことなど、高齢者には現実的でない。しかも、法務省の対策として今回の改正民法(未施行)に盛り込まれた方法によれば、遺言があっても名義変更がなければ、第三者に対抗できないこととなっているが、そもそも山林に資産価値などないので、資産価値のある宅地などを除いては、全く意味をなさない対策である。そこで、今回の改正民法(未施行)によって、遺言執行者は遺言の内容を実現することが職務であると明記されたので、改正民法が施行された場合は、遺言執行者が申請者となって、遺言のとおり所有権移転登記が出来るように取り扱いを変更するべきである。 (2)特許庁の場合、逐条解説や手続きの書籍など、高額で販売されているものも含めて、すべてホームページ上に無料で公開されている。法務省の場合は、通達などはすべて業界内でしか知り得ない状態におかれており、一般人は容易にアクセスすることができない。法務省としては、ホームページから知りたい通達を聞くように回答しているが、そもそも登記における審査基準である以上、行政手続法の規定により、一般人がアクセスできる状態に置かなければならないものである。そこで、法務省としては、相続登記を推進するために、少なくとも遺言執行者による登記申請を認める通達を出すときには、ホームページ上で公開するようにしていただきたい。	個人	法務省	(1)過去の最高裁判決等を踏まえて、現在の登記実務上、特定の不動産を特定の相続人に相続させる旨の遺言に基づく当該相続人のための相続を原因とする所有権の移転の登記の申請は、当該相続人がするべきものであって、遺言執行者はすることができません。 (2)通達において特に重要な取扱い等を示した場合には、通達そのものをホームページに掲載することはないものの、その内容をホームページに掲載することとしています。		検討に着手	民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)において、特定財産承継遺言(いわゆる相続させる旨の遺言)がされた場合について、遺言執行者は、原則として、その遺言によって財産を承継する受益相続人のために対抗要件を具備する権限を有することが明確化されました。これを踏まえて、その施行日である2019年7月1日までに、このような場合において、遺言執行者が相続による権利の移転の登記を申請することができるようにすることを予定しています。なお、この場合には、これまでと同様、その内容についてホームページに掲載する予定です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301210001	30年12月10日	31年1月22日	31年2月28日	行政書士への商業登記の開放	<p>内閣府の要請によって、法務省と総務省により商業登記に関する司法書士と行政書士のアンケートがなされたが、結果としては行政書士にもかなりの関与が認められ、満足度も7割を超えている結果となっている。</p> <p>商業・法人登記業務の実態等に関するアンケート調査の結果について http://www.moj.go.jp/MINJI/minji133.html</p> <p>そもそも、会社設立に際して相談するのは税理士である。そして、税理士は行政書士登録が認められており、行政書士は定款作成などが業務範囲と定められている。</p> <p>そうすると、国民は行政書士に登記まで一貫して任せられれば、ワンストップとなり、コストも安く済ませることができる。ところが、司法書士法の規制により、登記申請の場面のみ、自ら行うか、司法書士に依頼しなければならない。</p> <p>しかし、このアンケート結果は生かされることなく、そのまま10年間も放置されている。事情としては、それぞれの職域確保を目的とする業界団体の意向を反映したものであるが、結果として国民のためにはなっていない。</p> <p>つまり、既得権益を守る事業者団体への意向では、解決できない問題なのである。</p> <p>特に、大阪法務局においては、公認会計士は付随業務として設立登記のみ扱えるが、役員変更などの登記はできない旨を、大きく張り出している。</p> <p>国民目線からすれば、どうして会計士に設立ができて、役員変更ができないのか、理解に苦しむところであり、理念の無い既得権益確保と捉えられても仕方の無い状況となっている。しかも、会計士と同様に、商業登記法が試験科目にない税理士には、設立登記すら付随業務として認められていないのも不合理である。(しかも、会計士に認められるとした特例は、法律によるものではなく、法務省の通達1枚によるものに過ぎない。)</p> <p>よって、法務省と総務省は、司法書士法の規制など法改正を待たずとも、通達1枚でどうとでもなるのであるから、内閣府の要請により行ったアンケート結果を生かして、行政書士にも商業登記が開放されるように、規制改革を進めるべきである。</p>	個人	法務省	登記に関する手続について代理することは、司法書士法第3条第1項第1号において司法書士の業務とされており、同法第73条第1項により司法書士又は司法書士法人でない者がこれらの事務を行うことを業とすることはできません。	司法書士法第3条第1項第1号、第73条第1項	対応不可	国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています。これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することとしていることによるものです。そのため、このような制度的な能力担保がされていない資格者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。		
301212004	30年12月12日	31年1月22日	31年2月28日	中小企業の役員変更登記などの枠付きの様式作成について	<p>特に、中小企業においては、役員変更登記といっても、2年または10年ごとに、重任登記をするのみで、代表者が100%株主であることも少なくない。</p> <p>しかるに、株主総会議事録や取締役会議事録を別個につくり、誤字なく作成して提出しなければ、補正として法務局に呼び出しを受けることになる。</p> <p>はっきりといて、中小企業としては単に重任するだけであって、代表者1名が100%株主なのであるから、経済活動として議事録など必要性を感じないし、ある意味、法務局が自らの仕事を失わないようにするための作業ともいえるものである。</p> <p>一方、家庭裁判所においては、一般市民でも申立てが容易に出来るように、申立理由などを予め記載した枠付きの書類が設けられ、チェックを入れて提出をすれば良い扱いとなっている。もちろん、弁護士が申立書を専門書で調べて、白紙に記載しても構わないが、ほとんどの一般市民は、この枠付きの様式を利用しているのが実態である。</p> <p>そこで、法務局においては、「□ 全員重任の株主総会決議があった。」「□ 全員が就任承諾した。」「□ 取締役会で代表取締役が重任することとなった。」などの欄を設けた書式を作成し、チェックをして穴埋めするだけで、申立書と議事録が完成するように様式を改めるべきである。</p> <p>法務省としては、戸籍の届出や、供託については枠付きの様式を用いているものの、登記に関しては簡素化に極めて消極的である。簡素化といっても、重要な項目を省く目的ではなく、上記のようなよくあるケースにおいては、一般市民による登記申請が容易に出来るように、選択しながら完成する様式を作成するべきという提案である。</p> <p>これは、不動産登記及びこれらの電子申請の様式においても同様である。</p>	個人	法務省	【株式会社の登記の申請書に添付すべき株主総会等の議事録について】 株式会社の登記について、登記すべき事項につき株主総会議事録若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければなりません。 なお、株主総会の議事については会社法第318条第1項に基づき、取締役会の議事については同法第369条第3項に基づき、議事録の作成が義務付けられています。	商業登記法第46条第2項、会社法第318条第1項、第369条第3項等	対応不可	登記官は、株式会社等に係る信用の維持を図るなどの商業登記法の目的を達成するために、登記が申請された事項が会社法等の要件を満たしているか(適法性)を審査しています。 会社法の規定上、株式会社の役員を選任・選定には株主総会や取締役会の決議が求められ、株式会社は株主総会及び取締役会の議事録を作成しなければならないとされています。これを受けて、登記官が株式会社の役員を選任・選定による変更の登記の申請についてその適法性を的確に確認するためには、当該役員を選任・選定に係る株主総会及び取締役会の議事録を確認する必要があります。そのため、商業登記法の規定上、これらの議事録を添付することが必要とされています(商業登記法第46条第2項)。 このように、登記官は、株式会社の役員を選任・選定による変更の登記については、添付書類である株主総会又は取締役会の議事録等に基づき適法性を審査しており、同議事録の取扱いを変更する対応はとりかねます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310206011	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	外国人技能実習制度の企業単独型における外国人技能実習機構への実習計画認定申請書類の簡素化および電子化	<p>【提案の具体的内容】 「適正な賃金支払い・控除の証明」「徴収費用の証明」について、重複部分が多いため、簡素化対応(書類の統廃合・重複部分の項目の削除等)を検討し、必要な措置を講じるべきである。 その際、企業団体型技能実習機関のうち、優良な企業を認定登録制とし、認定された企業において、上記の通り計画認定申請の書類数を簡素化することも検討いただきたい。 あわせて、同認定企業については、紙媒体での提出からオンラインでの申請も可能となるように変更いただきたい。</p> <p>＜書類簡素化の具体的内容＞ 1. 適正な賃金支払い・控除の証明について、2)の詳細欄は、「別紙雇用条件書の通り」と記載されているため、2)の内容を1)へ含める等の対応ができないか。 1) 雇用条件書 賃金の支払い:6ページ約63項目入力 2) 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書:2ページ約30項目入力 2. 徴収費用の証明について、1)・2)に記載の食費・住居費・水道光熱費・その他の算出根拠を3)に記載するが、この内容を1)へ含める等の対応ができないか。 1) 雇用条件書 賃金の支払い:6ページ約63項目入力 2) 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書:2ページ約30項目入力 3) 徴収費用の説明書:2ページ約18項目入力</p> <p>【提案理由】 外国人技能実習機構への計画認定申請書類の書類数が非常に多く、事業者にとって書類作成の作業負担(作成工数)が重い。 書類統廃合や記載項目の削減、電子申請などの対応を行うことにより、書類作成・手続きにおける作業負担(作業工数)の削減ができ、技能実習制度の円滑な利用につながる。 また、優良な企業を事前に認定する方法をとることで、企業側の制度の法令遵守のインセンティブが増加し、不適正な対応を行う企業の減少に貢献することも期待される。 あわせて、電子申請を認めることにより、機構側や企業側の書類保管スペースの削減などにも効果があると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	<p>「雇用条件書」については、実習実施者と技能実習生との間で、適切な雇用条件により合意しているか、「技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書」については、技能実習計画の認定基準の一つである。受入れ企業等による技能実習中の待遇についての技能実習生に対する説明が適切になされているかまた、「徴収費用の説明書」については、同じく認定基準の一つである。技能実習生が、定期に負担する費用の内訳等が適正なものか、機構において確認するために、それぞれ提出を求めています。また、技能実習計画の認定申請に当たっては、技能実習法施行規則第4条第1項で、申請書の正本1部及び副本1部を提出することを求めているところです。 なお、昨年9月には提出書類の省略・統合や、様式の変更による簡素化等を行っています。</p>	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 第8条・第14条・技能実習制度運用要領第4章	その他	いただいた御意見を参考に、制度の運用状況を踏まえながら、必要に応じて、申請書類の軽減化を含めた運用の見直しを検討してまいりたいと考えております。		△
310206012	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	外国人技能実習制度の外国人技能実習機構への申請手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請手続きについて以下の点について、簡素化等を図るべきである。 とりわけ企業単独型について、見直しを検討すべきである。</p> <p>1. 申請書類の削減(添付資料(別紙)ご参照) ①副本提出不要(申請書番号3-9) ②提出書類を削減もしくは、企業の責任の元サイン省略(申請書番号10-20) ③提出書類の削減もしくは一覧化(申請書番号30-35) ④新規・変更時のみ提出に変更(申請書番号36-39) 2. 提出書類を両面印刷での提出を認めていただきたい 3. 返信用封筒見直し(申請番号65-66) 4. 手数料の支払い方法見直し(申請番号67)</p> <p>【提案理由】 平成29年11月の法改正に伴い、外国人技能実習機構への認定申請が義務化されたことで、約40種類の書類の作成・提出が必要となった。(改正前は、地方入国管理局に約20種類の書類提出。本制度後は機構と入管の両方に書類提出あり) 技能実習の適切な運営や実習生の保護という法改正の趣旨は理解するものの、非常に煩雑な手続きが実習生の受入に負担になっている。このため、申請書類チェックや準備に時間が掛り、派遣元事業体で実習生の人選に十分なリードタイムと柔軟性を確保できない。</p> <p>こうした企業側の声を踏まえて平成30年9月に提出書類の簡素化が図られたことにより負担軽減につながったものの、依然として改善すべき点があると考えられる。加えて、現在の申請書類は、実習生の受入規模に関らず、一律で同じ書類提出を求められているため、以下の事例のとおり、実習規模が大きい会社等にとっては同じ資料を何人分も添付・保管など手続きがあり煩雑なため、その点についても見直しを検討すべきである。</p> <p>例①:実習生ごとに提出する書類:全実習生同じ内容の場合、省略可となる書類もあるが、依然として実習生一人一人に提出する書類もあり。(省令様式第1号、本人サインが必要な参考様式1-3号、1-14号 等)</p> <p>例②:事業所ごとに技能実習指導員・生活指導員を選任し、履歴書・誓約書・社会保険の証明書を要提出</p> <p>申請手続きが簡略化・迅速化されることで、企業単独型の技能実習制度の利用が拡大し、海外人材の育成を通じた国際貢献が促進されることを期待する。 さらに、申請書類チェックや準備に時間が短縮された場合、派遣元事業体で実習生の人選に時間を掛けることが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	<p>技能実習計画の認定申請に際して必要となる書類は、技能実習法施行規則第8条において定められており、具体的には、技能実習制度運用要領の別紙②等でご案内しています。 入国管理局における在留申請に係る審査においては、在留資格「技能実習」に係る在留資格該当性の有無を判断するために、外国人技能実習機構による認定を受けた技能実習計画の内容を確認する必要があることから、入管法施行規則別表第3のとおり、技能実習計画認定通知書の写しと併せて認定の申請書(副本)の写しを求めているところです。 なお、昨年9月には提出書類の省略・統合や、様式の変更による簡素化等を行っています。</p>	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 第4条、第8条 技能実習制度運用要領第4章	その他	制度の運用状況を踏まえながら、必要に応じて、申請書類の軽減化を含めた運用の見直しを検討してまいりたいと考えております。 なお、御提案にありました1③の内、技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の履歴書及び誓約書については、各役職を兼任する場合の様式を作成し、外国人技能実習機構のホームページに掲載しているところです。		△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
- ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 - :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310206014	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	出国審査手続きの抜本的な見直し	<p>【提案の具体的内容】 出国審査のあり方を抜本的に見直し、審査手続きそのものを廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】 日本人並びに外国人旅客は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続きにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、指紋等の事前登録を行った者については、出国手続きの際に出国審査場に設置された自動化ゲートの利用が認められている。 「観光立国推進基本計画」(2017年3月28日閣議決定)で指摘されているとおり、インバウンド受入れ体制の強化に向けた取組みの一環として、日本人旅客も含め、最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現は重要である。自動化ゲートの利用促進のほか、顔認証ゲートの先行運用や顔認証によるOne ID化等、自動化に積極的に取り組んでいるが、あくまでも対面式から無人化への切り替えによる審査の効率的な実施にすぎないため、訪日外国人旅行者4000万人時代を目指すうえで、出国審査自体の抜本的な見直しが求められる。 出国審査に係る作業を搭乗手続きプロセスに適切に組み込み、出国審査手続きそのものを廃止すれば、動線短縮による旅行者の利便性の向上に加え、出国審査場の不要化による空港施設の有効活用や人員の効率的な配置等の実現が期待できる。 なお、米国や英国では、出国審査において出入国管理局が管理するデータベースと照合する際に、民間旅客輸送機関が管理する旅客情報(航空会社であれば搭乗手続きの際に自社のシステムに入力した旅客情報)を活用することにより、対面式の出国審査手続きを廃止し、出国審査場自体が設置されていない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする日本人及び外国人(乗員を除く。)は、その者が出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。 なお、平成19年11月から成田空港において自動化ゲートの運用が開始され、日本人及び一定の要件に該当する外国人について、一般の入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入国審査手続を受けることが可能となりました。現在、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港の4空港において自動化ゲートが運用されています。 また、平成30年中に、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸・出国各審査場において、日本人を対象に事前登録することなく利用可能な顔認証ゲートを順次、本格導入し、日本人の出帰国手続に運用しています。	出入国管理及び難民認定法第25条 出入国管理及び難民認定法第60条	対応不可	適正な出入国管理を実現するためには、出国確認を適切に行う必要があると考えます。 出国審査においては、他人名義旅券での出国を企図する者、逮捕状が発付されている等の理由から出国確認を留保すべき者への対応等、必ずしも民間企業である航空会社の搭乗手続の中で対応することができない事業もあることから、出国審査を廃止することは、現時点で困難です。 なお、法務省においては、出国審査手続の円滑化を推進するため、平成31年度中に観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも顔認証ゲートを活用するべく所要の準備を推進しているところです。		
310206037	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	会社法に定める簡易組織再編にかかる登記に要する添付書類の緩和	<p>【提案の具体的内容】 簡易組織再編にかかる登記に際しての添付書類に関する法令・実務運用について、以下の2点を要望する。</p> <p>①商業登記法第85条第6号括弧書き、同法第86条第6号括弧書きにおいて、それぞれ簡易吸収分割会社と簡易新設分割会社における「取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録」の添付を求めている箇所を削除していただきたい。</p> <p>②その上で、簡易吸収合併存続会社、簡易吸収分割承継会社、簡易株式交換完全親会社、及び上記該当箇所が削除された場合の簡易吸収分割会社、簡易新設分割会社における組織再編の意思決定に関して、常に取締役会の議事録の添付を求めるという実務運用をやめ、取締役会の決議を経ていない場合には、会社の適切な意思決定の存在を示す他の添付書面での代用を認めていただきたい(例えば、監査等委員会設置会社における取締役への委任や指名委員会等設置会社における執行役への委任の例を参考に、①当該簡易組織再編が当該会社において取締役会決議事項でないことを示す取締役会規則、及び②社長名義の決定書の添付等が考えられます)。</p> <p>【提案理由】 現状、簡易組織再編手続きは、吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、吸収分割会社、新設分割会社、株式交換完全親会社において認められている。そして、商業登記法第85条第6号括弧書き、同法第86条第6号括弧書きにより、それぞれ簡易吸収分割会社と簡易新設分割会社における組織再編の承認にかかる取締役会の議事録(又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面)の添付が登記に際して求められている。また、簡易吸収合併存続会社、簡易吸収分割承継会社、簡易株式交換完全親会社においても、登記すべき事項につき取締役会の決議を要するときにはその議事録の添付を要すると定める同法第46条第2項に該当するとし、実務運用上、取締役会の議事録の添付が求められている。 しかし、会社法上、簡易組織再編の場合に株主総会での承認が不要とされているが、代わりに取締役会での承認を要するとした規定はない。また、「重要な業務執行」に際して取締役会の決議を要することを定めた会社法第362条第4項における重要性の判断は、各種の要素を考慮して総合的に行われるべきものであり、会社が連結又は単体の総資産額の数%程度の金額の資産を譲り受ける、あるいは譲り渡すといった簡易組織再編については、必ず「重要な業務執行」に該当するとまでは解釈しきれない。加えて、親子会社間やグループ会社間では、無対価の組織再編も少なくなく、そうした無対価の場合には、新株発行や自己株式の引き渡しも伴わないため、新株発行や自己株式の引き渡しに際して取締役会の決議を要すると定める会社法第201条第1項、同法第199条第2項の適用も受けない。 このように簡易組織再編においては、必ずしも取締役会の決議を要するとまでは言えない。それにもかかわらず、商業登記法の定めや実務運用により一律に取締役会の議事録の添付が求められていることで、簡易組織再編の中でも軽微といえるようなものにまで取締役会の決議をせざるを得なくなり、会社の迅速かつ活発な組織再編が妨げられている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	簡易吸収分割において承継会社がする変更の登記の申請書には、吸収分割会社による吸収分割契約の承認に係る取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録を添付する必要があり(商業登記法第85条第6号)、簡易新設分割による設立の登記の申請書には、新設分割会社による新設分割計画の承認に係る取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録を添付する必要があります(同法第86条第6号)。 また、簡易吸収合併存続会社、簡易吸収分割承継会社、簡易株式交換完全親会社がする変更の登記の申請書には、当該会社の取締役会の議事録を添付する必要があります(同法第46条第2項)。	・商業登記法第85条第6号 ・同法第86条第6号 ・同法第46条第2項 ・会社法第362条第4項 ・会社法第784条第1項本文、同条第2項等	対応不可	商業登記法第85条第6号括弧書き及び同法86条第6号括弧書きは、簡易分割の場合において分割契約の内容の決定が基本的には「重要な業務執行」の決定に該当するものと考えられるとされていること(原田晃治「会社分割法制の創設について」[中]商事法務1565号22頁、森本滋編『会社法コンメンタール(18)』89頁参照。なお、総資産の約1.6パーセントに相当する財産の処分に係る最高裁平成6年1月20日第一小法廷判決参照。)、他方で、どのような場合であれば、「重要な業務執行」の決定に該当せず取締役会の決議によることを要しない場合に該当するかについて一般的抽象的に類型化して規定することは困難であることから、登記官の形式的審査権との関係も踏まえ、登記手続上、一律に分割会社の取締役会の議事録の添付を求める旨規定したものと解されます。したがって、御指摘のように、個別具体的な事案において簡易分割の場合において分割契約の内容の決定が「重要な業務執行」の決定に該当せず取締役会の決議によることを要しない場合があり得ることが一般的抽象的に否定されるものではないとしても、上記各規定は、合理性を有するものと考えられます。 また、簡易吸収合併存続会社、簡易吸収分割承継会社、簡易株式交換完全親会社がする変更の登記についても、同様の考え方にに基づき商業登記法第46条第2項により当該会社の取締役会の議事録の添付を求めています(小川秀樹ほか『通達準拠会社法と商業登記』365頁～366頁、404頁～405頁、430頁～431頁、上柳克郎編『新版注釈会社法第4補巻(平成9年改正)』318頁参照)。 したがって、提案内容に沿った対応を採ることは困難です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310206038	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	私文書の公印確認・アポストリーユ取得に関するワンストップサービスの拡大等	<p>【提案の具体的内容】 外国での各種手続き(婚姻・離婚・出生、査証取得、会社設立、不動産購入など)のために私文書(会社作成書類等)を提出する必要が生じ、その提出先機関から、外務省の証明を取得するよう求められた場合、東京都、神奈川県および大阪府の公証役場では、申請者からの要請があれば、公証人による認証、公証人の所属する法務局長による公証人押印証明および外務省の公印確認またはアポストリーユを一度に取得することが可能(いわゆるワンストップサービス)となっているが、上記以外の地域の公証役場においても、ワンストップサービスの利用を可能としてほしい。 また、公文書の外務省による公印確認・アポストリーユ取得にあたっては、外務省本省または大阪分室に申請しなければならないが、申請窓口を増やしてほしい。</p> <p>【提案理由】 東京・大阪以外の企業においても、海外事業の拡大とともに、私文書・公文書の提出を求められる頻度が増えている。現在はワンストップサービスを利用可能な公証役場に限られており、当該地域以外では、公証役場・法務局・外務省それぞれにおいて個別に手続きを行わなければならない。ワンストップサービスが利用可能な公証役場が増えれば、企業の利便性が向上するとともに、商機の拡大も期待できる。 公文書の公印確認・アポストリーユ取得申請は郵送でも受け付けているが、時間がかかるため、緊急時には利用できない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 外務省	<p>【ワンストップサービス】 ワンストップサービスとは、申請者からの要請に基づき、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認またはアポストリーユを一度に取得できるサービスであり、利用者の利便性向上のため、特に需要が見込まれる地域に所在する公証役場(東京法務局管内・横浜地方法務局管内・大阪法務局管内)において、実施しているものです。なお、ワンストップサービスを規定している法律はなく、通達等により運用しています。</p> <p>【外務本省・大阪分室での公印確認・アポストリーユ申請】 外務本省(領事サービスセンター)及び大阪分室における平成29年度の各証明の申請件数は以下の通りです。 外務本省 公印証明約54,500件、アポストリーユ約35,600件 大阪分室 公印証明約17,200件、アポストリーユ約12,600件</p>	通達等 外務省設置法第四条十一	検討に着手 その他	<p>【ワンストップサービス地域の拡大】 ワンストップサービスの全般的な対象地域の拡大は利用者の利便性の観点から重要であり、利用件数や利用者のニーズを勘案しつつ、外務省・公証役場と調整の上、段階的に拡大することを検討しており、平成31年度中に、第1段階として新たに導入する地域を選定する予定です。</p> <p>【公印確認・アポストリーユの申請窓口の増設】 外務省の証明の申請・交付方法は郵送でも可能となっておりますが、今後、利用者の利便性を一層図っていくとの観点から、ワンストップサービスの拡大につき、法務省と連携して検討を進めていきたいと考えております。 申請窓口の増設につきましては、従来、緊急性を申し出られた申請については、申請内容を精査した上で緊急性が認められた場合には、対応(即日発給)してきておりますので、緊急発給を目的とした増設には、費用対効果、人的体制確保の観点からも、これを推し進めていく段階にはないと考えております。</p>		
310213027	31年2月13日	31年3月6日	31年4月5日	定期建物賃貸借契約締結時における借地借家法第38条の書面交付・説明の不要化	<p>【提案の具体的内容】 定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、契約書面において、当該賃貸借契約は更新がなく、期間の満了により終了する旨を明確に示した場合には、借地借家法第38条第2項が定める事前の書面交付・説明を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 借地借家法第38条第2項では、定期建物賃貸借を締結しようとするとき、賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、当該賃貸借契約が更新がなく、期間の満了により終了すること(以下、「本件説明事項」)について、その旨を記載した書面(以下、「38条書面」)を交付して説明しなければならないとされている。また、判例(最一小判平24-9-13)では、38条書面は、契約書とは別個独立の書面であることを要するとされている。 定期借家制度の創設から20年近く経過するなか、不動産賃貸借市場において同制度の活用が進んでおり、同制度はすでに一般人にも相当程度認知されている。また、同制度の内容自体は単純なものであり、殊更に別書面を交付しなくとも、契約書面において本件説明事項を明確に示すことで足りる。 現状では、契約書面と38条書面の双方について契約当事者の記名押印が必要となるため、事務が煩雑になっており、また、事前説明に時間と手間を要することとなっている。 要望が実現することで、定期借家制度の利用がさらに促進され、建物の建替えや都市再開発の促進につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	借地借家法第38条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃貸人が、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間の満了により当該建物の賃貸借は終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることを要することとした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所民事判例集66巻9号3263頁)。	借地借家法第38条第2項	その他	借地借家法第38条第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により確定的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその点を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被ることになりかねないため、賃借人の意思決定のための十分な情報を賃借人から提供させるとともに、事前の説明においても更に書面の交付を要求することで契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。 このような法の趣旨に照らすと、借地借家法第38条第2項の規定を見直すことについては、慎重に検討する必要があります。		
310213028	31年2月13日	31年3月6日	31年4月5日	借地借家法第28条「正当の事由」に関する紛争解決の迅速化・適正化	<p>【提案理由】 借地借家法第28条の「正当の事由」に関する紛争を迅速かつ適正に解決するために、借家審判制度(仮称。労働審判制度と同様に、裁判官である審判官と、専門的な知識・経験を有する審判員が審理。原則回数制限を設けた上で適宜調停を試み、調停による解決に至らない場合には、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための審判を行う)を創設すべきである。</p> <p>【提案理由】 借地借家法第28条では、建物の賃貸人による更新拒絶の通知または解約の申入れは、正当の事由があると認められる場合でなければすることができないと定められている。 この「正当の事由」については具体的な定義がないため、その存否を巡る賃貸人・賃借人間の交渉は長期化することが多い。裁判による解決を企図する場合においても、審理が長期化し、また、正当事由の存否や立退料の金額に関する裁判官の裁量の余地が大きく、予測可能性を著しく欠いている。結果として、老朽化した建物や耐震上問題のある建物の建替え・大規模改修が進んでいない。 昨年度の同様の要望に対して、法務省は「平成28年の統計によると、(中略)建物事件の審理期間は民事訴訟事件の中でも迅速に行われているものと承知していませんが、裁判所においては、個別具体的な事案に応じて、適正かつ迅速な審理に努めているものと承知しています。」と回答している。しかし、正当事由の存否が争点となる建物明渡請求事件については、長期の審理期間を要していると認識している。例えば、裁判例検索データベース(Westlaw Japan)で検索語を「正当事由」、参照条文を「借地借家法」としてヒットする地方裁判所判決のうち、平成27年1月以降のもの(40件)。うち1件は借地であるため、実質39件)を調べると、事件番号が付された年と同年に判決が言い渡された事案はわずか1件に過ぎない。他方、事件番号が付された年と判決が言い渡された年の差が2年以上あるもの(審理期間が最短でも1年間を超えている事件)は21件と、過半数を占める。また、正当事由が争点となる事案においては、結果の予測可能性の乏しさや審理期間長期化の懸念から、賃貸人が裁判手続以外で解決しようとする場合や、裁判上の和解を選択する場合も多い。 要望が実現することで、老朽化した建物や耐震上問題のある建物の建替え・大規模改修が進み、都市の防災性が向上する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	賃貸人が更新可能な借家契約について契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるには、賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければならないものとされています。正当の事由の有無について契約当事者間に争いがある事案において、賃貸人が賃借人に対して賃貸借契約の終了に基づく建物明渡請求訴訟を提起した場合には、裁判所が、個別具体的な事情を考慮して、正当の事由の有無を判断することとなります。	借地借家法第26条、第28条	その他	ご提案の「借家審判制度(仮称)」の内容(例えば、対象となる事件の範囲・手続の内容・審判の効力及び不服申立ての可否・民事調停法に基づく調停手続との違い等)が定かではないため、ご提案の制度を新たに設けることの可否について直ちにお答えすることは困難です。 なお、借地借家法第28条の正当の事由の有無の判断に関して、「裁判官による裁量の余地に幅があり、予測可能性を著しく欠いている」とのご指摘については、現状においても、民事訴訟において借地借家法第28条の正当の事由が争われた場合には、裁判所において、個別具体的な事案に応じて、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等を含む様々な事情を考慮して、正当の事由の有無を適切に判断していると承知しています。 また、手続に要する時間の点については、平成30年の統計によると、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間が9.0か月であったのに対して、建物事件(建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等)の平均審理期間は3.9か月であり、建物事件の審理期間は民事訴訟事件の中でも迅速に行われているものと承知しています。正当の事由が争点となっている事件に限定した平均審理期間は承知していませんが、裁判所においては、個別具体的な事案に応じて、適正かつ迅速な審理に努めているものと承知しています。公刊物やデータベースに登録されている裁判例は、同種の事件の中でも複雑なものが多いと考えられるため、そのような裁判例の審理期間のみを根拠として、「正当の事由」が争点となった場合には長期の審理期間を要すると判断することは、困難です。 そのため、ご提案の「借家審判制度(仮称)」を新たに設ける必要性については、慎重に検討する必要があります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310213032	31年2月13日	31年3月6日	31年4月5日	筆界特定手続きの迅速化	<p>【提案の具体的内容】 筆界特定制度において、申請から筆界特定までに要する期間を短縮すべきである。</p> <p>【提案理由】 土地の境界確定を訴訟よりも早く解決できる手続きとして、2006年に筆界特定制度が創設された。本制度を創設するに際し、法務省としては、通常の事件で6か月、長くても1年程度で手続きが終るよう務める(平成17年3月22日衆議院法務委員会第6号)こととしていた。 しかし、実際には筆界特定まで1年以上要することも少なくない。そうした手続きの長期化により、不動産取引の成立が遅れ、場合によっては取引が不成立となることもあるため、期間短縮への取り組みが求められる。 要望が実現することで、不動産取引の活性化が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	<p>法務局又は地方法務局の長は、筆界特定の申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準処理期間」という。)を定め、法務局又は地方法務局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないとされており(不動産登記法(平成16年法律第123号)第130条)、標準処理期間は、法務局又は地方法務局の実情に応じて定められます。 現在、多くの法務局又は地方法務局は、標準処理期間を6か月から9か月の間で定めていますが、現地において立会う関係者の数やそのスケジュール、事案の複雑性・困難性により、筆界特定の申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに標準処理期間を超える期間を要するものもあります(1年以上経過のものは、全体の約14%(平成30年12月現在))。</p>	不動産登記法(平成16年法律第123号)第124条、第130条、第143条等	現行制度下で対応可能	引き続き、事件の進捗管理を徹底するなどして迅速処理に努めてまいります。		
310213037	31年2月13日	31年3月6日	31年4月5日	区分所有建物の集会議決における信託受益者の意向の反映	<p>【提案の具体的内容】 区分所有法上の特別決議において、信託受益者を「区分所有者」とみなして人数を計算するとともに、区分所有者による議決権の不統一行使を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 区分所有法における集会の議事は、原則として、区分所有者及び議決権の各過半数(建替え決議は各5分の4、その他の特別決議は各4分の3)の多数決で決することが必要であるとされている。このとき、一人の区分所有者が信託受託者として数戸の専有部分を所有している場合でも一人と計算され、また、特段の定めがない限り議決権の不統一行使も認められない。 しかし、信託の場合、実質的な所有者は受益者であることから、区分所有法における集会の議事では、受益者を所有者とみなして人数を計算することが合理的である。 また、受益者の意向を議事に反映するため、受託者による議決権の不統一行使を認めることが望ましい。 昨年度の法務省回答では、(1)同一の信託受託者が複数の信託に基づき複数の専有部分を所有している場合、「区分所有者」は信託受託者であると考えられる、(2)普通決議事項については、規約において、①区分所有者の頭数要件を議決要件から除外すること、および②区分所有者に議決権の不統一行使を認めることを定めることができるとしている。 しかし、普通決議よりも、所有者の利害に大きな影響を与える建替え決議を含む特別決議についての対応は、昨年度の回答では不明確である。特別決議については、信託受益者の意向を適切に反映する必要があると考える。 要望が実現することで、不動産信託の受益者の保護が図られ、不動産投資市場の拡大につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	<p>区分所有法上の集会の議事は、同法又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決することが必要であるとされている一方で、建替え決議は各5分の4以上、その他の特別決議事項は各4分の3以上の多数で決することとされており、規約で別段の定めをすることはできません。いずれの決議においても、数個の専有部分を所有している者は、「区分所有者」としては一人として扱われます。</p>	建物の区分所有等に関する法律第17条、第31条、第39条第1項、第62条等	対応不可	ご提案は、同一の受託者が複数の信託に基づき複数の専有部分を所有している場合の特別決議に関し、区分所有者の人数計算の場面では受益者を区分所有者として取り扱った上で、議決権行使の場面では受託者を区分所有者として取り扱い、受託者による議決権の不統一行使を認めることとするものと理解しましたが、そのような場合には、「区分所有者」は受託者のみであると考えられ、受益者を「区分所有者」として取り扱うことは、区分所有法においては想定されていません。 そして、区分所有法における特別決議事項は、各区分所有者の基本的な利益を保護するため、決議に当たって法律上特に厳格な要件が課されているものであり、その趣旨に反して規約で別段の定めをすることは許されないと解されます。 もともと、例えば、区分所有建物の区分所有者全員が委託者兼受益者となり、その区分所有権を受託者に信託したようなケースにおいては、特別決議事項につき、受託者が単独で決することになりますが、受託者の意思決定に受益者の意向を反映させるために、信託行為において、区分所有法の特別決議事項について、同法と同様の意思決定方法を定めるなどの方策を講ずることは可能であると考えられます。		
310215010	31年2月15日	31年3月22日	31年4月24日	貿易関連書類の電子化	<p>【提案の具体的内容】 船荷証券(商法767条以下、国際海上物品運送法6条)に関して、電磁的方法による提供も認めることで、電子船荷証券(e-BL)も利用可能とすべきである。 また、通関関係書類のうち、電子的な書類提出が認められている書類(関税法基本通達第70条)について、「写し」(画像ファイル(PDF)等)のみではなく、「電磁的記録」(ブロックチェーン等の原本性が担保できる状態のデジタルデータ)も加えるべきである。</p> <p>【提案理由】 貿易関連書類の中には、法令上、行政機関への提出、関係者間の取扱いなどが紙媒体でしか認められていないものも多い。そのため、各社では、紙媒体による情報の伝達・管理・保管、紙媒体で受領した情報の社内システムへの再入力、行政機関による税務調査などに多大な労力と時間を要している。 なかでも船荷証券については、貨物の移動手段の高速化により、紙媒体の船荷証券より貨物の方が先に目的地に到着してしまう等、貿易実務に支障が発生している。しかし、国際海上物品運送法および商法のいずれにおいても紙媒体の船荷証券が前提とされており、e-BLには有価証券としての法的裏付けがないため、当事者が契約で定めることで有価証券同様の性質を与えており、当事者の外に対してその効力は及ばない。 なお、e-BLの普及による手続きの迅速化・円滑化は、関係者にとって望ましい方向と言えるが、船荷証券が流通する関係国すべてがe-BLに法的保護を与えなければ関係者は安全に利用できず、日本のみが法整備を行ってもこれに対応できないため、国際商業会議所の動向を含む国際的な動向に歩調を合わせることも重要である。 これらの貿易関連書類の送付、管理等が電子データで行えるようになることで、貿易手続きの円滑化・効率化が実現する。さらに、船荷証券の受け渡し等に、対称性の高いブロックチェーン技術を活用できるようになることで、貿易取引がより安全なものとなる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 財務省	<p>商法第757条(商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成30年法律第29号。平成31年4月1日施行)による改正前の国際海上物品運送法6条及び商法第767条)において、船長等は荷送人等の請求により、有価証券である船荷証券を交付しなければならぬこととされていますが、船荷証券を電磁的方法により提供することは許容されていません。 通関関係書類の提出については、平成25年10月からPDF形式等のイメージデータ、文章データ、表データを電磁的記録により提出することを可能とする等、電子化を進めています。また、関係省庁システムをNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)に統合することにより輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化を進めています。</p>	商法第757条(商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成30年法律第29号。平成31年4月1日施行)による改正前の国際海上物品運送法6条及び商法第767条)	検討を予定	<p>商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成30年法律第29号。平成31年4月1日施行)においては、有価証券性を有しない運送書類である海上運送状に関する規律を新設し、これを電磁的方法により提供することも許容することとしています(商法第770条)。 有価証券である船荷証券を電磁的方法により提供することを許容するためには、有価証券が持つ各種の効力について、電磁的方法で提供する際に生じ得る問題点について検討する必要があると考えられます。また、船荷証券は、貿易など国際的な取引の場面で利用されていると承知しており、我が国だけがその電磁的方法による提供を認めた場合であっても、諸外国が同様の制度を有しない限り、実際の利用は困難であると思われる。海上運送状について電磁的な方法による提供を許容するのでは対応できない国内関係者のニーズや、国際的な動向も注視しつつ、必要に応じて検討していきたいと考えています。 通関関係書類の電子化の推進については、関係省庁等における検討の進捗状況を踏まえ、引き続き検討していきます。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310226009	31年 2月26日	31年 3月22日	31年 4月24日	公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の証明の取得がワンストップで可能な公証役場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 海外法人の設立および登記内容変更手続き等の際に必要な書類の公証手続きにおいて、静岡県内の公証役場でもワンストップサービスが受けられるよう要望する。 外国での各種手続きのために書類を提出する際、外務省の証明(公印確認又はアポステイユ※)の取得が必要な場合が多い。 私文書(公文書の翻訳文等も含む)の場合は、通常、公証役場の公証人の認証、法務局の公証人押印証明を経ないで外務省の証明(公印確認又はアポステイユ)を取得することができないが、東京都、神奈川県、大阪府に限りその手続きをワンストップで行える公証役場がある。(ワンストップサービス) しかし、静岡県内企業は静岡県内でワンストップサービスが受けられないため、手続きの都度外務省に出向く必要があり時間と費用の負担が大きい。 	公益法人	法務省 外務省	【ワンストップサービス】 ワンストップサービスとは、申請者からの要請に基づき、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認またはアポステイユを一度に取得できるサービスであり、利用者の利便性向上のため、特に需要が見込まれる地域に所在する公証役場(東京法務局管内・横浜地方法務局管内・大阪法務局管内)において、実施しているものです。 なお、ワンストップサービスを規定している法律はなく、通達等により運用しています。	通達等	検討に着手	【ワンストップサービス地域の拡大】 ワンストップサービスの全国的な対象地域の拡大は利用者の利便性の観点から重要であり、利用件数や利用者のニーズを勘案しつつ、外務省・公証役場と調整の上、段階的に拡大することを検討しており、平成31年度中に、第1段階として、新たに導入する地域を選定する予定です。		
310302001	31年 3月2日	31年 4月18日	31年 5月24日	民法、戸籍法の規制改革(選択的夫婦別氏制度)について	<p>提案内容 結婚をすると改姓が必ず求められる現状の規制を緩和し、選択的夫婦別氏制度を導入することを提案します。</p> <p>提案理由 ○社会的環境 1.国内情勢 ・平成29年に実施した「家族の法制に関する世論調査」の結果では、「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだ」と反対する回答は29.3%ですが「選択的夫婦別氏制度の導入に向けた法改正について賛成」との回答は42.5%で、反対する人を10ポイント余り上回りました。また、「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだが、旧姓を通称として使える法改正は容認する」との回答の22.4%を加えた賛成と容認の合計は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回っています。 ・以上のように夫婦別氏を容認・賛成する声はかなり高まっており、少なくない人々が制度化を待っています。 ・夫婦別氏については訴訟も起こされており、ニーズは顕在化しています。行政として、国民のニーズに応える施策を企画立案して欲しいです。 ・法制審議会でもすでに議論された課題で、あとは導入を待つのみです。 ・先日の会議にて検討予定となった「資格における旧姓使用」に限定せず、選択的夫婦別氏を導入すべきです。</p> <p>2.国際情勢 ・国連女性差別撤廃委員会から、選択的夫婦別氏制度導入を3度にわたって勧告されており、 ・国際的に見ても、夫婦別氏を認めない国は、日本のほか、数カ国しかありません。</p> <p>○実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果 1.経済的な効果(一例) ・別氏選択者、および担当行政庁、窓口の時間コストの削減(各種名義変更、パスポート、銀行口座、クレジットカード等の氏名変更が不要に) ・キャリア断絶の防止、ネームバリューの維持ができる ・ブライダル産業の成長喚起(結婚の選択肢を増やすことで、結婚する人々の数が増加すると考えられます)</p> <p>2.社会的効果(一例) ・現在、事実婚をしている人々が、子どもを産み育てやすくなります。 ・「結婚したいが、自分のアイデンティティたる氏名を変えたくない人や、キャリアの断絶をおそれて、結婚に踏み切れない」人々の結婚を促すことができます。 ・現在、結婚前の氏を維持したまま子育てをするために、ペーパー離婚という方法を取っている人々がいます。子育てをしたいのに、姓のために離婚をせざるを得ない状況は矛盾しています。 ・少子化対策にも一定の効果があると思われま</p>	個人	法務省	夫婦は婚姻の際に定めた夫又は妻の氏を称することとされており、いわゆる選択的夫婦別氏制度は採用されていません。	民法(明治二十九年法律第八十九号) (夫婦の氏) 第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。	その他	選択的夫婦別氏制度の導入の問題は、我が国の家族の在り方に深く関わる事柄ですが、平成29年の世論調査の結果を見てもいまだ国民の意見が分かれている状況です。 今後も引き続き国民各層の意見を幅広く聞くとともに、国会における議論の動向を注視しながら、慎重に対応を検討していきます。		